

議案第6号

千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

千代田区教育委員会事務局処務規則（平成3年3月26日教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現行）
<p>第1章 総則</p> <p>第1条（現行に同じ） （事務局の分課）</p> <p>第2条 事務局に次の部、課並びに係及び担当係長を置く。</p> <p>子ども部</p> <p>子ども総務課</p> <p>子ども総務係</p> <p>事業係</p> <p>子ども支援課</p> <p>運営支援係</p> <p>入園審査係</p> <p>子育て推進課</p> <p>子育て推進係</p> <p>手当・医療係</p> <p>子ども施設課</p> <p>施設係</p> <p>施設計画担当係長</p> <p>学務課</p> <p>学務係</p> <p>学校運営係</p> <p>給食担当係長</p> <p>特別支援教育係</p> <p>指導課</p> <p>事務係</p> <p>教職員人事係</p> <p>（部、課及び係の長等）</p> <p>第3条 部に部長を、課に課長を、係に係長を置き、教育委員会（以下「委員会」という。）がこれを命ずる。</p> <p>2 事務局に別表第1のとおり担当部長を置き、委員会がこれを命ずる。</p> <p>3 事務局に参事及び副参事を置くことができる。参事及び副参事は、委員会がこれを命ずる。</p> <p>4 課に担当係長を、係に主査を置くことができる。担当係長及び主査は、委員会がこれを命ずる。</p> <p>5 指導課に統括指導主事を置くことができる。統括指導主事は委員会がこれを命ずる。</p> <p>6 指導課及び子ども支援課並びに学務課に指導主事を置き、委員会がこれを命ずる。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条（略） （事務局の分課）</p> <p>第2条 事務局に次の部、課並びに係及び課務担当主査を置く。</p> <p>子ども部</p> <p>子ども総務課</p> <p>子ども総務係</p> <p>事業係</p> <p>子ども支援課</p> <p>運営支援係</p> <p>入園審査係</p> <p>子育て推進課</p> <p>子育て推進係</p> <p>手当・医療係</p> <p>子ども施設課</p> <p>施設係</p> <p>施設計画主査</p> <p>学務課</p> <p>学務係</p> <p>学校運営係</p> <p>特別支援教育係</p> <p>給食係</p> <p>指導課</p> <p>事務係</p> <p>教職員人事係</p> <p>（部、課及び係の長等）</p> <p>第3条 部に部長を、課に課長を、係に係長を置き、教育委員会（以下「委員会」という。）がこれを命ずる。</p> <p>2 事務局に別表第1のとおり担当部長を置き、委員会がこれを命ずる。</p> <p>3 事務局に参事及び副参事を置くことができる。参事及び副参事は、委員会がこれを命ずる。</p> <p>4 課に課務担当主査を、係及び課務担当主査に主査を置くことができる。課務担当主査及び主査は、委員会がこれを命ずる。</p> <p>5 指導課に統括指導主事を置くことができる。統括指導主事は委員会がこれを命ずる。</p> <p>6 指導課及び子ども支援課に指導主事を置き、委員会がこれを命ずる。</p>

<p>(部長等の職責)</p> <p>第4条 部長は、教育長の命を受け、事務局の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 担当部長は、教育長の命を受け、担当の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。</p> <p>3 参事は、教育長の命を受け、担当の事務を処理する。</p> <p>(課長等の職責)</p> <p>第5条 課長は、上司の命を受け、課の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 担当課長及び副参事は、上司の命を受け、担当の事務を処理する。</p> <p>(係長等の職責)</p> <p>第6条 係長及び担当係長及び主査は、上司の命を受け、係の事務又は担当の事務を処理する。</p> <p>2 主査は、前項に掲げるもののほか、係長が出張、休暇その他の理由により不在であるときは、主査が係長に代わって、その事務を処理することができる。</p> <p>3 統括指導主事は上司の命を受け、指導主事を統括し、担当の事務を処理する。</p> <p>(その他の職員の職責)</p> <p>第7条～第10条 (現行に同じ)</p> <p>別表第1 (現行に同じ)</p>	<p>(部長等の職責)</p> <p>第4条 部長は、教育長の命を受け、事務局の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 担当部長は、教育長の命を受け、担当の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。</p> <p>3 参事は、教育長の命を受け、担当の事務を処理する。</p> <p>(課長等の職責)</p> <p>第5条 課長は、上司の命を受け、課の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 担当課長及び副参事は、上司の命を受け、担当の事務を処理する。</p> <p>(係長等の職責)</p> <p>第6条 係長及び課務担当主査は、上司の命を受け、係の事務又は担当の事務を処理する。</p> <p>2 主査は、上司の命を受け、係の事務又は課務担当主査の担当の事務のうち、特定の事務を処理する。</p> <p>3 統括指導主事は上司の命を受け、指導主事を統括し、担当の事務を処理する。</p> <p>(その他の職員の職責)</p> <p>第7条～第10条 (略)</p> <p>別表第1 (略)</p>
---	---

<p>別表第2 (第8条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子ども総務課</td> <td> (1) 委員会の会議及び秘書事務に関する事。 (2) 委員会の事務事業の進行管理及び調整に関する事。 (3) 委員会の予算、決算の総括及び経理に関する事。 (4) 法規、規則、訓令、告示等に関する事。 (5) 公印に関する事。 (6) 文書に関する事。 (7) 教育財産及び児童福祉施設の財産管理に関する事。 (8) 総合教育会議の運営及び共育大綱の策定事務に関する事。 (9) 共育ビジョン及び共育推進計画に関する事。 (10) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点 </td> </tr> </tbody> </table>	課	分掌事務	子ども総務課	(1) 委員会の会議及び秘書事務に関する事。 (2) 委員会の事務事業の進行管理及び調整に関する事。 (3) 委員会の予算、決算の総括及び経理に関する事。 (4) 法規、規則、訓令、告示等に関する事。 (5) 公印に関する事。 (6) 文書に関する事。 (7) 教育財産及び児童福祉施設の財産管理に関する事。 (8) 総合教育会議の運営及び共育大綱の策定事務に関する事。 (9) 共育ビジョン及び共育推進計画 に関する事。 (10) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点	<p>別表第2 (第8条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子ども総務課</td> <td> (1) 委員会の会議及び秘書事務に関する事。 (2) 委員会の事務事業の進行管理及び調整に関する事。 (3) 委員会の予算、決算の総括及び経理に関する事。 (4) 法規、規則、訓令、告示等に関する事。 (5) 公印に関する事。 (6) 文書に関する事。 (7) 教育財産及び児童福祉施設の財産管理に関する事。 (8) 共育マスタープランの進行管理等に関する事。 (9) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点 </td> </tr> </tbody> </table>	課	分掌事務	子ども総務課	(1) 委員会の会議及び秘書事務に関する事。 (2) 委員会の事務事業の進行管理及び調整に関する事。 (3) 委員会の予算、決算の総括及び経理に関する事。 (4) 法規、規則、訓令、告示等に関する事。 (5) 公印に関する事。 (6) 文書に関する事。 (7) 教育財産及び児童福祉施設の財産管理に関する事。 (8) 共育マスタープランの進行管理等 に関する事。 (9) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点
課	分掌事務								
子ども総務課	(1) 委員会の会議及び秘書事務に関する事。 (2) 委員会の事務事業の進行管理及び調整に関する事。 (3) 委員会の予算、決算の総括及び経理に関する事。 (4) 法規、規則、訓令、告示等に関する事。 (5) 公印に関する事。 (6) 文書に関する事。 (7) 教育財産及び児童福祉施設の財産管理に関する事。 (8) 総合教育会議の運営及び共育大綱の策定事務に関する事。 (9) 共育ビジョン及び共育推進計画 に関する事。 (10) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点								
課	分掌事務								
子ども総務課	(1) 委員会の会議及び秘書事務に関する事。 (2) 委員会の事務事業の進行管理及び調整に関する事。 (3) 委員会の予算、決算の総括及び経理に関する事。 (4) 法規、規則、訓令、告示等に関する事。 (5) 公印に関する事。 (6) 文書に関する事。 (7) 教育財産及び児童福祉施設の財産管理に関する事。 (8) 共育マスタープランの進行管理等 に関する事。 (9) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点								

	<p>検・評価に関すること。</p> <p>(11) 私立幼稚園並びに私立専修学校及び私立各種学校に関すること。</p> <p>(12) <u>教育の広報</u>に関すること。</p> <p>(13) 学校及び児童福祉施設並びに子どもの安全・安心対策の総合調整に関すること。</p> <p>(14) P T A及びこども110番連絡会に関すること。</p> <p>(15) 青少年委員に関すること。</p> <p>(16) 青少年問題協議会に関すること。</p> <p>(17) 青少年対策地区委員会に関すること。</p> <p>(18) その他青少年の健全育成に関すること。</p> <p>(19) 次世代育成支援に係る国・都の交付金・補助金申請に関すること。</p> <p>(20) <u>子どもの遊び場事業</u>に関すること。</p> <p>(21) 区長の補助機関たる職員に補助執行させた事務に関すること。</p> <p>(22) 他の課に属しないこと。</p>
子ども支援課	<p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育の実施に関すること。</p> <p>(2) 児童福祉法に基づく保育所に係る運営費の支払い及び自己負担金の徴収に関すること。</p> <p>(3) 私立保育園及び認可外保育室等の助成に関すること。</p> <p>(4) 保育園・こども園に関すること。</p> <p>(5) 保育園職員（保育士）の人事及び服務に関すること。</p> <p>(6) 幼稚園の就園事務及び学級編制に関すること。</p> <p>(7) その他子ども支援に関すること。</p>

	<p>検・評価に関すること。</p> <p>(10) 私立幼稚園並びに私立専修学校及び私立各種学校に関すること。</p> <p>(11) <u>教育の広報及び教育行政に関する相談</u>に関すること。</p> <p>(12) 学校及び児童福祉施設並びに子どもの安全・安心対策の総合調整に関すること。</p> <p>(13) P T A及びこども110番連絡会に関すること。</p> <p>(14) 青少年委員に関すること。</p> <p>(15) 青少年問題協議会に関すること。</p> <p>(16) 青少年対策地区委員会に関すること。</p> <p>(17) その他青少年の健全育成に関すること。</p> <p>(18) 次世代育成支援に係る国・都の交付金・補助金申請に関すること。</p> <p>(19) 区長の補助機関たる職員に補助執行させた事務に関すること。</p> <p>(20) 他の課に属しないこと。</p>
子ども支援課	<p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育の実施に関すること。</p> <p>(2) 児童福祉法に基づく保育所に係る運営費の支払い及び自己負担金の徴収に関すること。</p> <p>(3) 私立保育園及び認可外保育室等の助成に関すること。</p> <p>(4) 保育園・こども園に関すること。</p> <p>(5) 保育園職員（保育士）の人事及び服務に関すること。</p> <p>(6) 幼稚園の就園事務及び学級編制に関すること。</p> <p>(7) その他子ども支援に関すること。</p>

子育て推進課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 次世代育成支援対策の総合的な推進に関する事(次世代育成支援行動計画の進行管理に関する事を含み、次世代育成支援に係る国・都の交付金・補助金申請に関する事を除く。) (2) 子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例の推進に係る総合調整に関する事。 (3) 保育施設の開設等に関する事。 (4) 教育扶助等に関する事(幼稚園)。 (5) 次世代育成に係る手当(児童手当・子ども手当を含む。)、児童育成手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する事。 (6) 幼児及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する事。 (7) 幼稚園園児等保護者補助事業及び外国人学校児童・生徒保護者補助事業に関する事。 (8) 次世代育成支援行動計画策定奨励金の交付に関する事。 (9) 赤ちゃん・<u>ふらっと</u>の開設及び周知に関する事。 (10) <u>保育所等の指導・監査に関する事。</u>
子ども施設課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校施設及び児童福祉施設の維持管理に関する事。 (2) 学校施設及び児童福祉施設の改築及び整備に関する事(中等教育学校の施設改修を含む。) (3) 旧今川中学校の暫定使用に関する事。 (4) 小学校等複合施設との連絡調整に関する事。 (5) 校外施設及び少年自然の家の管理運営に関する事。 (6) ちよだパークサイド

子育て推進課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 次世代育成支援対策の総合的な推進に関する事(次世代育成支援行動計画の進行管理に関する事を含み、次世代育成支援に係る国・都の交付金・補助金申請に関する事を除く。) (2) 子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例の推進に係る総合調整に関する事。 (3) 保育施設の開設等に関する事。 (4) 教育扶助等に関する事(幼稚園)。 (5) 次世代育成に係る手当(児童手当・子ども手当を含む。)、児童育成手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する事。 (6) 幼児及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する事。 (7) 幼稚園園児等保護者補助事業及び外国人学校児童・生徒保護者補助事業に関する事。 (8) 次世代育成支援行動計画策定奨励金の交付に関する事。 (9) 赤ちゃん・<u>フラット</u>の開設及び周知に関する事。
子ども施設課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校施設及び児童福祉施設の維持管理に関する事。 (2) 学校施設及び児童福祉施設の改築及び整備に関する事(中等教育学校の施設改修を含む。) (3) 旧今川中学校の暫定使用に関する事。 (4) 小学校等複合施設との連絡調整に関する事。 (5) 校外施設及び少年自然の家の管理運営に関する事。 (6) ちよだパークサイド

	<p>プラザの運営管理に関する こと。</p> <p>(7) その他学校施設及び 児童福祉施設に関する こと。</p>
学務課	<p>(1) 学校の就学事務及び 学級編制に関すること(幼 稚園を除く。)</p> <p>(2) 教育扶助等に関する こと(幼稚園を除く。)</p> <p>(3) 奨学資金の案内に関 すること。</p> <p>(4) 学納金調査及び学校 の私費会計の点検に関す ること。</p> <p>(5) 学校基本調査・教育人 口統計調査・教育に関する 調べに関すること。</p> <p>(6) 通学路に関すること。</p> <p>(7) 学校職員及び保育園 職員(栄養士)の人事及び 服務に関すること。</p> <p>(8) 学校職員(教員を除 く。)の研修(他の所管に 属するものを除く。)に関 すること。</p> <p>(9) 学校運営予算の執行 及び経理に関すること。</p> <p>(10) 児童、生徒及び幼児の 健康管理その他学校保健 に関すること。</p> <p>(11) 学校医、学校歯科医及 び学校薬剤師に関するこ と(九段中等を含む。)</p> <p>(12) 特別支援教育の全体 調整に関すること。</p> <p>(13) 就学委員会に関する こと。</p> <p>(14) 個別指導計画に関す ること。</p> <p>(15) 学校・保育園・こども 園・幼稚園給食に関するこ と。</p> <p>(16) その他学校運営に関 すること。</p>
指導課	<p>(1) 学校の教育指導に伴 う事務に関すること。</p> <p>(2) 学校の連合行事に関</p>

	<p>プラザの運営管理に関する こと。</p> <p>(7) その他学校施設及び 児童福祉施設に関するこ と。</p>
学務課	<p>(1) 学校の就学事務及び 学級編制に関すること(幼 稚園を除く。)</p> <p>(2) 教育扶助等に関する こと(幼稚園を除く。)</p> <p>(3) 奨学資金の案内に関 すること。</p> <p>(4) 学納金調査及び学校 の私費会計の点検に関す ること。</p> <p>(5) 学校基本調査・教育人 口統計調査・教育に関する 調べに関すること。</p> <p>(6) 通学路点検に関する こと。</p> <p>(7) 学校職員及び保育園 職員(保育士を除く。)の 人事及び服務に関するこ と。</p> <p>(8) 委員会職員及び学校 職員(教員を除く。)の研 修(他の所管に属するもの を除く。)に関すること。</p> <p>(9) 学校運営予算の執行 及び経理に関すること。</p> <p>(10) 児童、生徒及び幼児の 健康管理その他学校保健 に関すること。</p> <p>(11) 学校医、学校歯科医及 び学校薬剤師に関するこ と(九段中等を含む。)</p> <p>(12) 特別支援教育の全体 調整に関すること。</p> <p>(13) 就学委員会に関する こと。</p> <p>(14) 個別指導計画に関す ること。</p> <p>(15) 学校・保育園・こども 園給食に関すること。</p> <p>(16) その他学校運営に関 すること。</p>
指導課	<p>(1) 学校の教育指導に伴 う事務に関すること。</p> <p>(2) 学校の連合行事に関</p>

- すること。
- (3) 校外学習に関する
こと。
- (4) 教科書無償給与事務
に関すること。
- (5) 教員の人事及び服務
に関すること。
- (6) 教職員の給与及び福
利厚生に関すること。
- (7) 人事制度の調査研究
に関すること。
- (8) 教育研究所の庶務に
関すること。
- (9) 教育課程の管理の指
導及び助言に関する
こと。
- (10) 学習指導及び生活指
導に関すること。
- (11) 教員の研修の指導、助
言及び実施に関する
こと。
- (12) 教科書採択に関する
こと。
- (13) 教科書以外の教材の
取扱いその他学校の
教育指導に関する
こと。
- (14) 中等教育学校の人事
制度に関する
こと。
- (15) 中等教育学校の教育
課程に関する
こと。
- (16) 保育園の保育内容に
関すること。
- (17) 適応指導教室に関す
ること。
- (18) 特命事項に関する
こと。

- すること。
- (3) 校外学習に関する
こと。
- (4) 教科書無償給与事務
に関すること。
- (5) 教員の人事及び服務
に関すること。
- (6) 教職員の給与及び福
利厚生に関する
こと。
- (7) 人事制度の調査研究
に関する
こと。
- (8) 教育研究所の庶務に
関すること。
- (9) 教育課程の管理の指
導及び助言に関する
こと。
- (10) 学習指導及び生活指
導に関する
こと。
- (11) 教員の研修の指導、助
言及び実施に関する
こと。
- (12) 教科書採択に関する
こと。
- (13) 教科書以外の教材の
取扱いその他学校の
教育指導に関する
こと。
- (14) 中等教育学校の人事
制度に関する
こと。
- (15) 中等教育学校の教育
課程に関する
こと。
- (16) 保育園の保育内容に
関すること。
- (17) 適応指導教室に関す
ること。
- (18) 特命事項に関する
こと。

備 考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第7号

千代田区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

千代田区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年9月11日教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現行）
第1条～第10条の2（現行と同じ） （ <u>課長補佐</u> 等） 第10条の3 小中学校に <u>課長補佐</u> を置くことができる。 2 小中学校に <u>係長、担当係長又は主査</u> を置くことができる。 第10条の4 <u>課長補佐、係長、担当係長及び主査</u> は、校長及び副校長の命を受け担任の事務を処理し、補佐する。	第1条～第10条の2（略） （ <u>総括係長</u> 等） 第10条の3 小中学校に <u>総括係長</u> を置くことができる。 2 小中学校に <u>主査</u> を置くことができる。 第10条の4 <u>総括係長</u> は、校長及び副校長の命を受け担任の事務を処理し、補佐する。 2 主査は、上司の命を受け担任の事務を処理する。 3 前2項に定める職員以外の職員は、上司の命を受けその事務に従事する。
第11条～第36条（現行と同じ）	第11条～第36条（略）
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

議案第8号

地方自治法第180条の2に基づく協議（区長の権限の委任及び補助執行）

上記の協議に対し、次のとおり回答する。

29千子子総収第621号
平成29年12月22日

千代田区長 石川 雅己 殿

千代田区教育委員会
教育長 坂田 融朗

区長の権限の委任及び補助執行について （回答）

平成29年12月22日付29千政総務発第332号で協議のあった標記の件について、
下記のとおり回答いたします。

記

教育委員会の意見

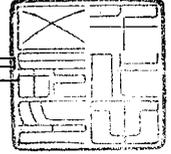
下記の協議について、当委員会では異議ありません。

- ・ 区長の権限の委任及び補助執行

29 千政総務発第 332 号
平成 29 年 12 月 22 日

千代田区教育委員会 殿

千代田区長 石川 雅



区長の権限の委任及び補助執行について（協議）

標記の件について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定に基づき下記のとおり協議します。

記

幼稚園教育職員及び九段中等教育学校後期課程の教職員の児童手当の認定及び支給に関する事務を教育委員会事務局職員による補助執行としたい（別添案参照）。



新旧対照表(抄)

○区長の権限に属する事務の委任等に関する規則

新(改正後)	旧(現行)
<p>(補助執行)</p> <p>第4条 区長は、次の事務を教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させる。</p> <p>(1)から(6)まで (現行に同じ)</p> <p><u>(7) 幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年千代田区条例第35号)第2条及び千代田区立九段中等教育学校教育職員の給与等に関する条例(平成17年千代田区条例第35号)第2条に規定する者に係る児童手当の認定及び支給に関すること。</u></p> <p><u>(8) 教育委員会に係る寄付の受領に関すること。</u></p> <p><u>(9) 教育委員会の事務(第2条の規定により教育委員会に委任された事務を含む。)に関連する普通財産の保管に関すること。</u></p> <p><u>(10) 千代田区総合教育会議の運営に関すること。</u></p>	<p>(補助執行)</p> <p>第4条 区長は、次の事務を教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させる。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p><u>(7) 教育委員会に係る寄付の受領に関すること。</u></p> <p><u>(8) 教育委員会の事務(第2条の規定により教育委員会に委任された事務を含む。)に関連する普通財産の保管に関すること。</u></p> <p><u>(9) 千代田区総合教育会議の運営に関すること。</u></p>

議案第9号

地方自治法第180条の2に基づく協議（区長の権限の委任及び補助執行）

上記の協議に対し、次のとおり回答する。

29千子子総収第623号
平成30年3月8日

千代田区長 石川 雅己 殿

千代田区教育委員会
教育長 坂田 融朗

区長の権限の委任及び補助執行について （回答）

平成30年3月8日付29千政総務発第421号で協議のあった標記の件について、
下記のとおり回答いたします。

記

教育委員会の意見

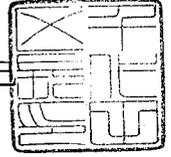
下記の協議について、当委員会では異議ありません。

- ・ 区長の権限の委任及び補助執行

29 千政総務発第 421 号
平成 30 年 3 月 8 日

千代田区教育委員会 殿

千代田区長 石川 雅 己



区長の権限の委任及び補助執行について（協議）

標記の件について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定に基づき下記のとおり協議します。

記

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 1 条の 3 第 1 項に規定する大綱の策定に関する事務を教育委員会事務局職員による補助執行としたい（別添案参照）。



新旧対照表(抄)

○区長の権限に属する事務の委任等に関する規則

新(改正後)	旧(現行)
<p>(補助執行) 第4条 区長は、次の事務を教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させる。 (1)から(8)まで (現行に同じ) (9) <u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の3第1項に規定する大綱の策定に関する事務及び同法第1条の4第1項に規定する総合教育会議の運営に関すること。</u></p>	<p>(補助執行) 第4条 区長は、次の事務を教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させる。 (1)から(8)まで (略) (9) <u>千代田区総合教育会議の運営に関すること。</u></p>

新旧対照表(抄)

○区長の権限に属する事務の委任等に関する規則(案)

新(改正後)	旧(現行)
<p>(補助執行)</p> <p>第4条 区長は、次の事務を教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させる。</p> <p>(1) 第2条各号に掲げる事務に関する条例その他区議会の議決を経るべき事件に係る議案の作成及び規則の制定並びに処分に関すること。</p> <p>(2) 千代田区予算事務規則、千代田区契約事務規則、千代田区会計事務規則及び千代田区物品管理規則に定める部長等の処理すべき事務に関すること。</p> <p>(3) 国庫支出金及び都支出金の申請、調査及び報告に関すること。</p> <p>(4) 会館施設予約システムによる区民会館、区民館及びちよだパークサイドプラザの利用並びに神田児童館及び富士見わんぱくひろばの目的外使用に係る申込みの受付(使用料等の収納を含む。次号において同じ。)に関すること。</p> <p>(5) 児童・家庭支援センター及び一番町児童館の目的外使用に係る申込みの受付に関すること。</p> <p>(6) 私立幼稚園並びに私立専修学校及び私立各種学校に関すること。</p> <p><u>(7) 幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年千代田区条例第35号)第2条及び千代田区立九段中等教育学校教育職員の給与等に関する条例(平成17年千代田区条例第35号)第2条に規定する者に係る児童手当の認定及び支給に関すること。</u></p> <p><u>(8) 教育委員会に係る寄付の受領に関すること。</u></p> <p><u>(9) 教育委員会の事務(第2条の規定により教育委員会に委任された事務を含む。)に関連する普通財産の保管に関すること。</u></p> <p><u>(10) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の3第1項に規定する大綱の策定に関する事務及び同法第1条の4第1項に規定する総合教育会議の運営に関すること。</u></p>	<p>(補助執行)</p> <p>第4条 区長は、次の事務を教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させる。</p> <p>(1) 第2条各号に掲げる事務に関する条例その他区議会の議決を経るべき事件に係る議案の作成及び規則の制定並びに処分に関すること。</p> <p>(2) 千代田区予算事務規則、千代田区契約事務規則、千代田区会計事務規則及び千代田区物品管理規則に定める部長等の処理すべき事務に関すること。</p> <p>(3) 国庫支出金及び都支出金の申請、調査及び報告に関すること。</p> <p>(4) 会館施設予約システムによる区民会館、区民館及びちよだパークサイドプラザの利用並びに神田児童館及び富士見わんぱくひろばの目的外使用に係る申込みの受付(使用料等の収納を含む。次号において同じ。)に関すること。</p> <p>(5) 児童・家庭支援センター及び一番町児童館の目的外使用に係る申込みの受付に関すること。</p> <p>(6) 私立幼稚園並びに私立専修学校及び私立各種学校に関すること。</p> <p><u>(7) 教育委員会に係る寄付の受領に関すること。</u></p> <p><u>(8) 教育委員会の事務(第2条の規定により教育委員会に委任された事務を含む。)に関連する普通財産の保管に関すること。</u></p> <p><u>(9) 千代田区総合教育会議の運営に関すること。</u></p>

議案第10号

千代田区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則

千代田区教育委員会の権限委任に関する規則（平成12年7月25日教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

○千代田区教育委員会の権限委任に関する規則（抄）

新（改正後）	旧（現行）
<p>○千代田区教育委員会の権限委任に関する規則 平成12年7月25日教育委員会規則第23号 （教育長委任事項）</p> <p>第2条 東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第115号）第2条の表1の項から15の項までの規定により委員会が処理することとされた事務は、千代田区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、次に掲げる事項は、教育長に委任する。</p> <p>(1) 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第45号。以下「学校職員勤務条例」という。）第6条の規定による区立学校職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する教職員（以下「県費負担教職員」という。）及び千代田区立九段中等教育学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成17年千代田区条例第33号）第2条に規定する教育職員をいう。以下この項において同じ。）の週休日の変更に関すること。</p> <p>(2) 学校職員勤務条例第10条及び第11条の規定による区立学校職員の宿日直勤務及び超過勤務の命令に関すること。</p> <p>(3) 学校職員勤務条例第14条の規定による区立学校職員の休日勤務の命令及び代休日の指定に関すること。</p> <p><u>(4) 学校職員勤務条例第11条の4第1項の規定による区立学校職員の超勤代休時間の承認に関すること。</u></p> <p>(5) 学校職員勤務条例第15条第3項及び第16条第1項の規定による区立学校職員の年次有給休暇及び病気休暇の承認に関すること。</p> <p>(6) 学校職員勤務条例第17条第1項及び第18条第1項<u>及び第18条の2第1項</u>の規定による区立学校職員の特別休暇及び介護休暇<u>及び介護時間</u>の承認に関すること。</p> <p>(7) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）<u>第19条</u>第1項の規定による区立学校職員の部分休業の承認に関すること。</p> <p>(8) 区立学校職員の出張命令、旅行許可、赴</p>	<p>○千代田区教育委員会の権限委任に関する規則 平成12年7月25日教育委員会規則第23号 （教育長委任事項）</p> <p>第2条 東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第115号）第2条の表1の項から15の項までの規定により委員会が処理することとされた事務は、千代田区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、次に掲げる事項は、教育長に委任する。</p> <p>(1) 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第45号。以下「学校職員勤務条例」という。）第6条の規定による区立学校職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する教職員（以下「県費負担教職員」という。）及び千代田区立九段中等教育学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成17年千代田区条例第33号）第2条に規定する教育職員をいう。以下この項において同じ。）の週休日の変更に関すること。</p> <p>(2) 学校職員勤務条例第10条及び第11条の規定による区立学校職員の宿日直勤務及び超過勤務の命令に関すること。</p> <p>(3) 学校職員勤務条例第14条の規定による区立学校職員の休日勤務の命令及び代休日の指定に関すること。</p> <p>(4) 学校職員勤務条例第15条第3項及び第16条第1項の規定による区立学校職員の年次有給休暇及び病気休暇の承認に関すること。</p> <p>(5) 学校職員勤務条例第17条第1項及び第18条第1項の規定による区立学校職員の特別休暇及び介護休暇の承認に関すること。</p> <p>(6) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）<u>第9条</u>第1項の規定による区立学校職員の部分休業の承認に関すること。</p> <p>(7) 区立学校職員の出張命令、旅行許可、赴</p>

任延期及び欠勤届その他の届の処理に関する
こと。

- (9) 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。)第23条第2項の適用を受ける区立学校において指導教員を命ずること。
- (10) 教特法第17条の適用を受ける区立学校職員の教育に係る兼職若しくは事業等の従事の承認に関すること。
- (11) 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則(昭和49年東京都教育委員会規則第24号。以下「講師規則」という。)第11条に規定する研修命令に関すること。
- (12) 講師規則第15条に規定する勤務時間の割振りに関すること。
- (13) 講師規則第17条第3項に規定する勤務時間の振替えに関すること。
- (14) 講師規則第18条に規定する年次有給休暇の付与に関すること。
- (15) 講師規則第18条の2に規定する病気休暇の付与に関すること。
- (16) 講師規則第18条の3に規定する公民権行使等休暇の付与に関すること。
- (17) 講師規則第19条に規定する妊娠出産休暇の付与に関すること。
- (18) 講師規則第20条に規定する慶弔休暇の付与に関すること。
- (19) 講師規則第24条に規定する報酬の減額免除に関すること。
- (20) 区立学校長(園長を含む。)の事務引継に関すること。
- (21) 区立学校が計画する宿泊を伴う学校行事の承認に関すること。

3 千代田区立幼稚園に勤務する幼稚園教育職員(以下「幼稚園職員」という。)の勤務時間、休日、休暇等に関する事務のうち、次に掲げる事項は教育長に委任する。

- (1) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成12年千代田区条例第34号。以下「幼稚園職員勤務条例」という。)第4条第2項、第5条第2項及び第6条の規定による正規の勤務時間の割振り、週休日の指定及び週休日の変更に関すること。
- (2) 幼稚園職員勤務条例第7条の規定による休憩時間に関すること。
- (3) 幼稚園職員勤務条例第9条及び第10条の規定による宿日直勤務及び超過勤務の命令に関すること。
- (4) 幼稚園職員勤務条例第11条第1項及び第2項の規定による育児又は介護を行う幼稚園

任延期及び欠勤届その他の届の処理に関する
こと。

- (8) 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。)第23条第3項の適用を受ける区立学校において指導教員を命ずること。
- (9) 教特法第17条の適用を受ける区立学校職員の教育に係る兼職若しくは事業等の従事の承認に関すること。
- (10) 都立学校等に勤務する講師に関する規則(昭和49年東京都教育委員会規則第24号。以下「講師規則」という。)第11条に規定する研修命令に関すること。
- (11) 講師規則第15条に規定する勤務時間の割振りに関すること。
- (12) 講師規則第17条第3項に規定する勤務時間の振替えに関すること。
- (13) 講師規則第18条に規定する年次有給休暇の付与に関すること。
- (14) 講師規則第18条の2に規定する病気休暇の付与に関すること。
- (15) 講師規則第18条の3に規定する公民権行使等休暇の付与に関すること。
- (16) 講師規則第19条に規定する妊娠出産休暇の付与に関すること。
- (17) 講師規則第20条に規定する慶弔休暇の付与に関すること。
- (18) 講師規則第24条に規定する報酬の減額免除に関すること。
- (19) 区立学校長(園長を含む。)の事務引継に関すること。
- (20) 区立学校が計画する宿泊を伴う学校行事の承認に関すること。

3 千代田区立幼稚園に勤務する幼稚園教育職員(以下「幼稚園職員」という。)の勤務時間、休日、休暇等に関する事務のうち、次に掲げる事項は教育長に委任する。

- (1) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成12年千代田区条例第34号。以下「幼稚園職員勤務条例」という。)第4条第2項、第5条第2項及び第6条の規定による正規の勤務時間の割振り、週休日の指定及び週休日の変更に関すること。
- (2) 幼稚園職員勤務条例第7条及び第8条第1項の規定による休憩時間及び休息時間に関すること。
- (3) 幼稚園職員勤務条例第9条及び第10条の規定による宿日直勤務及び超過勤務の命令に関すること。
- (4) 幼稚園職員勤務条例第11条第1項及び第2項の規定による育児又は介護を行う幼稚園

職員の深夜勤務の制限に関すること。

- (5) 幼稚園職員勤務条例第11条の2第1項及び第2項の規定による3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う幼稚園職員の超過勤務の制限に関すること。
- (6) 幼稚園職員勤務条例第11条の3第1項及び第2項の規定による3歳に満たない子の育児又は介護を行う幼稚園職員の超過勤務の制限に関すること。
- (7) 幼稚園職員勤務条例第11条の4第1項及び第2項の規定による育児又は介護を行う幼稚園職員の早出遅出勤務に関すること。
- (8) 幼稚園職員勤務条例第13条の規定による休日の振替に関すること。
- (9) 幼稚園職員勤務条例第14条の規定による休日勤務の命令及び代休日の指定に関すること。
- (10) 幼稚園職員勤務条例第15条第3項及び第16条第1項の規定による年次有給休暇及び病気休暇の承認に関すること。
- (11) 幼稚園職員勤務条例第17条第1項、第18条第1項及び第18条の2第1項の規定による特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認に関すること。
- (12) 育児休業法第2条第1項、第10条第1項及び第19条第1項の規定による育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の承認に関すること。
- (13) 出張命令、旅行許可、赴任延期及び欠勤届その他の届の処理に関すること。
- (14) 教特法第17条の適用を受ける幼稚園職員の教育に係る兼職若しくは事業等の従事の承認に関すること。
- (15) 給料、旅費、その他の給与の支給事務に関すること。
- (16) 扶養手当の認定及び給与の減額免除に関すること。

削除

- (17) 地教行法第21条第8号の規定による研修に関すること。

4 千代田区立幼稚園（こども園を除く。）、小学校、中学校及び中等教育学校に勤務する千代田区長任命に係る職員（県費負担教職員を除く。以下「学校職員」という。）の勤務時間、休日、休暇等に関する事務のうち、次に掲げる事項は教育長に委任する。

- (1) 千代田区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年千代田区条例第3号。以下「区職員勤務条例」という。）第5条の規定による週休日の振替等に関すること。
- (2) 千代田区職員の勤務時間、休憩時間等に

職員の深夜勤務の制限に関すること。

- (5) 幼稚園職員勤務条例第13条の規定による休日の振替に関すること。
- (6) 幼稚園職員勤務条例第14条の規定による休日勤務の命令及び代休日の指定に関すること。
- (7) 幼稚園職員勤務条例第15条第3項及び第16条第1項の規定による年次有給休暇及び病気休暇の承認に関すること。
- (8) 幼稚園職員勤務条例第17条第1項及び第18条第1項の規定による特別休暇及び介護休暇の承認に関すること。
- (9) 育児休業法第2条第1項及び第9条第1項の規定による育児休業及び部分休業の承認に関すること。
- (10) 出張命令、旅行許可、赴任延期及び欠勤届その他の届の処理に関すること。
- (11) 教特法第17条の適用を受ける幼稚園職員の教育に係る兼職若しくは事業等の従事の承認に関すること。
- (12) 給料、旅費、その他の給与の支給事務に関すること。
- (13) 扶養手当の認定及び給与の減額免除に関すること。
- (14) 児童手当の認定及び支給に関すること。
- (15) 地教行法第23条第8号の規定による研修に関すること。

4 千代田区立幼稚園（こども園を除く。）、小学校、中学校及び中等教育学校に勤務する千代田区長任命に係る職員（県費負担教職員を除く。以下「学校職員」という。）の勤務時間、休日、休暇等に関する事務のうち、次に掲げる事項は教育長に委任する。

- (1) 千代田区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年千代田区条例第3号。以下「区職員勤務条例」という。）第5条の規定による週休日の振替等に関すること。
- (2) 千代田区職員の勤務時間、休憩時間等に

<p>関する規程（平成10年千代田区訓令第4号）第6条第2項及び千代田区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成10年千代田区訓令第5号）第8条第2項の規定による勤務時間、休憩時間等の臨時変更に関すること。</p> <p>(3) 区職員勤務条例第8条及び第9条の規定による宿日直勤務及び超過勤務の命令に関すること。</p> <p>(4) 区職員勤務条例第9条の2第1項及び第2項の規定による育児又は介護を行う学校職員の深夜勤務の制限に関すること。</p> <p><u>(5) 区職員勤務条例第9条の3第1項及び第2項の規定による3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う学校職員の超過勤務の制限に関すること。</u></p> <p><u>(6) 区職員勤務条例第9条の4第1項及び第2項の規定による育児又は介護を行う学校職員の超過勤務の制限に関すること。</u></p> <p><u>(7) 区職員勤務条例第9条の5第1項及び第2項の規定による育児又は介護を行う学校職員の早出遅出勤務に関すること。</u></p> <p>(8) 区職員勤務条例第11条の規定による休日の振替に関すること。</p> <p>(9) 区職員勤務条例第12条の規定による休日勤務の命令及び代休日の指定に関すること。</p> <p>(10) 区職員勤務条例第13条第3項及び第14条第1項の規定による年次有給休暇及び病気休暇の承認に関すること。</p> <p>(11) 区職員勤務条例第15条第1項、第16条第1項及び第16条の2の規定による特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認に関すること。</p> <p>(12) 育児休業法第2条第1項、第10条第1項及び第19条第1項の規定による育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の承認に関すること。</p> <p>(13) 研修、出張、旅行に関すること。</p> <p>(14) 欠勤届、遅参届、早退届その他の届出に関すること。</p> <p>(15) 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年千代田区条例第23号）第2条の規定による職務に専念する義務の免除の承認に関すること。</p> <p>5 区長の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成19年千代田区規則第46号）の規定により委員会が処理することとされた事務のうち、次に掲げる事項は教育長に委任する。</p> <p>(1) 子育て推進に関すること。</p> <p>(2) 青少年問題協議会の運営に関すること。</p> <p>(3) 区立保育園、区立児童館及び区立児童・家庭支援センターの施設の維持管理に関する事務</p>	<p>関する規程（平成10年千代田区訓令第4号）第6条第2項及び千代田区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成10年千代田区訓令第5号）第8条第2項の規定による勤務時間、休憩時間等の臨時変更に関すること。</p> <p>(3) 区職員勤務条例第8条及び第9条の規定による宿日直勤務及び超過勤務の命令に関すること。</p> <p>(4) 区職員勤務条例第9条の2第1項及び第2項の規定による育児又は介護を行う学校職員の深夜勤務の制限に関すること。</p> <p>(5) 区職員勤務条例第11条の規定による休日の振替に関すること。</p> <p>(6) 区職員勤務条例第12条の規定による休日勤務の命令及び代休日の指定に関すること。</p> <p>(7) 区職員勤務条例第13条第3項及び第14条第1項の規定による年次有給休暇及び病気休暇の承認に関すること。</p> <p>(8) 区職員勤務条例第15条第1項及び第16条第1項の規定による特別休暇及び介護休暇の承認に関すること。</p> <p>(9) 育児休業法第2条第1項及び第9条第1項の規定による育児休業及び部分休業の承認に関すること。</p> <p>(10) 研修、出張、旅行に関すること。</p> <p>(11) 欠勤届、遅参届、早退届その他の届出に関すること。</p> <p>(12) 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年千代田区条例第23号）第2条の規定による職務に専念する義務の免除の承認に関すること。</p> <p>5 区長の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成19年千代田区規則第46号）の規定により委員会が処理することとされた事務のうち、次に掲げる事項は教育長に委任する。</p> <p>(1) 子育て推進に関すること。</p> <p>(2) 青少年問題協議会の運営に関すること。</p> <p>(3) 区立保育園、区立児童館及び区立児童・家庭支援センターの施設の維持管理に関する事務</p>
---	---

<p>6 千代田区立幼稚園使用条例施行規則（昭和62年千代田区教育委員会規則第5号）に関する事務は、教育長に委任する。</p> <p>（報告）</p> <p>第3条 教育長は、前2条の規定により委任された事務のうち特に重要な事項について、委員会の求めに応じ、その管理及び執行の状況を委員会に報告するものとする。</p> <p>（委任）</p> <p>第4条 教育長は、この規則の施行について必要な事項を定めることができる。</p>	<p>6 千代田区立幼稚園使用条例施行規則（昭和62年千代田区教育委員会規則第5号）に関する事務は、教育長に委任する。</p> <p>（報告）</p> <p>第3条 教育長は、前2条の規定により委任された事務のうち特に重要な事項について、委員会の求めに応じ、その管理及び執行の状況を委員会に報告するものとする。</p> <p>（委任）</p> <p>第4条 教育長は、この規則の施行について必要な事項を定めることができる。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第11号

「千代田区立幼稚園・こども園の園長・副園長及び教員としての資質の向上に関する指標」の策定について

今般、教育公務員特例法等の一部を改正する法律の施行により、教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長・副校長及び教員としての資質に関する指標の作成が求められています。そこで、千代田区教育委員会は、「千代田区立幼稚園・こども園の園長・副園長及び教員としての資質の向上に関する指標」を策定し、教員自らが生涯にわたって、キャリアに応じて求められる資質の向上に努められるようにしました。

千代田区共育ビジョンより「めざす子ども達の姿」

- 1 人と人とのつながりの中で生きる
 - ◎周囲に流されず、自己の信念に従って行動ができる人
 - ◎感性を磨き、思いやりや慈しみの心をもつ人
 - ◎社会性を重んじ、多様性を受容することのできる人
 - ◎自国の文化や地域に誇りをもつ人
 - ◎一人だけでなく周囲の人と共に豊かになっていくことのできる人
- 2 自分自身と向き合う
 - ◎自己肯定感や自尊感情を持つ人
 - ◎失敗を恐れず忍耐力をもって様々な課題に意欲的に取り組むことのできる人
- 3 新しい時代を生き抜く
 - ◎高い志をもって現実と向かい合うことのできる人
 - ◎理想の実現に向けて、未知の課題を自ら発見し、解決することによって、新たな価値を創造する人
 - ◎必要な知識、技能を習得し、それをもとに思考力・判断力表現力等の向上に努力する人
 - ◎他者と協働しながら自らの考えを実行することのできる人

千代田区の幼稚園教育に求められる教員像

- ◎教育に対する熱意と使命感をもつ教員
- ◎豊かな人間性と思いやりのある教員
- ◎幼児のよさや可能性を引き出し伸ばすことができる教員
- ◎組織人としての責任感、協調性を有し、互いに高め合う教員

特別区が求める新規採用教育職員の資質・能力

- ◎豊かな人間性・社会性と幅広い教養
- ◎一人一人を生かす専門的力量と実践的指導力
- ◎教育公務員としての使命感と責任感

指標の「教育課題に関する対応力」の具体的な項目について、以下のとおり、様々な教育課題の中から、これからの千代田区の幼稚園教育を推進していく教員に求められる項目を示しています。

教育課題	教員	教育管理職
園の安全に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・園の安全管理について教職員間の情報共有を確実に図り、意識を高めるとともに、事件・事故に対して、迅速かつ的確に判断し、対応することができる。 ・幼児一人一人の健康状況等を確実に把握し、食物アレルギー等に対する知識・理解を深め、適切に対応することができる。 ・幼児に、安全に対する理解を深めさせ、危険に対する構えを身に付けさせるとともに、災害などの緊急時に適切な行動をとれるよう、指導することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等の安全管理、事件・事故への対応、食物アレルギー等の園の安全管理に関する高い見識をもち、安全管理に対して組織的に対応する教員集団を育成するとともに、適切な判断・指示を行うことができる。 ・事件・事故・災害等高い危機管理意識をもち、適切な判断・指示を行うことができる。
人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児一人一人の人権に配慮して指導をすることができる。 ・幼児に対して、いろいろな人と関わる中で互いの違いやよさを認め合い、自分も他者も大切にしようとする態度を育てることができる。 ・幼児に、他者への思いやりやかけがえのない生命を大切にすることを育てることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重についての高い見識をもち、自園の教育活動において、様々な偏見や差別等をなくす指導ができていのかを把握し、教職員に対して適切な指導・助言を行うことができる。
道徳教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児期の道徳性についての理解を深め、よりよく生きるための基盤となる、規範意識の芽生えを育むことができる。 ・幼児が周囲の状況を理解し、してよいことかどうかを自分で判断して行動をしようとする態度を育むことができる。 ・家庭、地域と連携し、幼児の豊かな心の育成を図ることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児がよりよく生きるための基盤となる道徳性を身に付けることができるよう、教育活動全体及び保護者や地域、関係機関と連携し、豊かな心の育成を図ることができる。
障害のある幼児への多様なニーズへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある幼児一人一人の能力を最大限に伸ばすために、幼児の実態を的確に把握して関係諸機関と連携を図りながら適切な援助ができる。 ・保護者と合意形成を図り、障害のある幼児一人一人に対して合理的配慮ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育についての高い見識をもち、自園の教育活動において、必要な合理的配慮等が組織的に行われるよう、教職員に対して適切な指導・助言を行うことができる。 ・行政・関係諸機関と連携を密にとり、園での集団の中でふさわしい教育活動が安全・適切に推進することができる。
就学前教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園教育と小学校教育との滑らかな接続を目指し、幼児期の終わりまでに育てほしい姿の育成に向けた指導ができる。 ・小学校や関係諸機関と、積極的に交流や連携を行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係諸機関と連携した教育のカリキュラム・マネジメントの構築及び教職員に対して適切な指導・助言を図り、就学前教育を推進することができる。
国際教育の推進 (オリンピック・パラリンピック教育)	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児に対して、日本人としての自覚と誇りを涵養し、豊かな国際感覚を醸成することができる。 ・幼児が他者と積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成できる。 ・オリンピック・パラリンピック教育の目的や内容を正しく理解し、組織的・計画的に推進することにより、幼児に重点的に育成すべき5つの資質が身に付けられるようにすることができる。 ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を通じ、幼児一人一人の心と体に人生の糧となるレガシーを形成するための指導ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバル化について高い見識をもち、自園の教育活動において豊かな国際感覚を醸成する指導ができていのかを把握し、教職員に対して適切な指導・助言を行うことができる。 ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を通じ、幼児一人一人の心と体に人生の糧となるレガシーを形成させるためにはどのような教育活動ができるかを構想し、自園の教育活動において組織的に推進することができる。

千代田区立幼稚園・こども園の園長・副園長及び教員としての資質の向上に関する指標

成長段階の設定

成長段階については、教員が目指すべきキャリアステージが職層と一致するよう、その職責に応じて身に付けるべき能力を「人材育成の基本的な事項」として示します。

教 員					
成長段階	教 諭		主任教諭		
	基礎形成期	伸長期	充実期	経営補佐期	
	1～3年目	4年目～	10年目～		
	○教員としての基礎的な力を身に付ける。 ○教職への使命感、教育公務員としての自覚を身に付ける。	○知識や経験に基づく実践力を高め、初任者等に助言する。 ○主任教諭を補佐し、分掌組織の一員として貢献する。	○園務分掌などにおける園運営上の重要な役割を担当する。 ○同僚や若手教員への指導的役割を担う。	○学級の運営を円滑に行い、園の運営に積極的に関わることができるとともに、適切な園務処理、関係者への対応及び折衝を行う。	
観点	保育・教育指導力	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園教育要領の趣旨を踏まえ、ねらいに迫るための指導計画の作成及び保育を行うことができる。 幼児一人ひとりの興味・関心を引き出す援助ができる。 主体的な遊びを促すことができる。 遊びの状況をねらいに即して適切に評価し、保育を進めることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 幼児の主体的な遊びを促し、若手教員の模範となる保育ができる。 若手教員の保育上の課題を捉え、助言・提案等ができる。 保育の改善や評価について、実態や課題を捉え、解決策を提案できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 自らの保育を積極的に公開するとともに、自園又は他園の求めに応じて保育を観察し、指導・助言することができる。 保育資料等の開発、模範となる保育のための教材開発等を行うことができる。 	
	外部との連携・折衝力	<ul style="list-style-type: none"> 課題に応じて保護者や地域、外部機関と連携を図り、先輩教員や上司の助言に基づいて、解決に向けて取り組むことができる。 保護者会等の進め方を理解し、保護者に伝える内容を整理するとともに、信頼関係を構築することができる。 日々の保護者との連携を密にとることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者・地域・外部機関と協働し、課題を解決することができる。 園からの情報発信や広報、外部からの情報収集を適切に行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者・地域・外部機関からの苦情や要請に対して、円滑かつ迅速な対応を図ることができる。 外部への情報発信や広報について、管理職と連携して、ねらいに基づいた計画を立て、実施することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者・地域・外部機関からの苦情や要請に対して、円滑かつ迅速な対応を図ることができる。 外部への情報発信や広報について、管理職と連携して、ねらいに基づいた計画を立て、実施することができる。
	園経営力・組織貢献力	<ul style="list-style-type: none"> 組織の一員として園務に積極的に参画できる。 上司や先輩へ適切に報告・連絡・相談するなど、円滑なコミュニケーションを図り、園務を遂行できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 担当する園務分掌についての企画・立案や改善策を提案できる。 上司や同僚とコミュニケーションを図りながら、円滑に園務を遂行できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 副園長を補佐し、職務を遂行するとともに、担当する園務分掌の職務について、若手教諭等に指導・助言ができる。 園の課題を捉え、園長・副園長や主任教諭に対応策等について提案できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 各会議や園務を遂行する場において、園長の経営方針を周知徹底し、園運営を行うことができる。 園務分掌全体の進行管理や分掌間の調整をするとともに、管理職と十分協議して園運営をすることができる。
	教育課題に関する対応力	<ul style="list-style-type: none"> 教育課題に関わる法的な位置付けや幼稚園教育要領の記述を確認するなどして課題に対する知見をもち、主体的に対応することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育課題についての理解を深め、主任教諭を補佐し、分掌組織の一員として、課題解決のために貢献できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育課題に関する園務分掌での重要な役割を担い、主任教諭、副園長を補佐するとともに、同僚や若手教員に対して適切に助言ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育課題について高い専門性と優れた指導力を身に付け、園組織における中心的な役割を担うとともに、管理職を補佐し、教員の対応力向上に関して適切に指導・助言ができる。

教育管理職			
	副園長	園長	
	○園経営の視点で、組織目標の達成や人的管理ができる力を身に付けるとともに、所属職員の人材育成について責任をもち、つ。	○教育者として高い見識をもち広い視野で園経営ができる力を身に付けるとともに、副園長等の人材育成について責任をもち、つ。	
幼稚園・こども園マネジメントに関する事項	園経営力	<ul style="list-style-type: none"> 園長の経営方針を踏まえ、園が組織として機能するよう、全教職員を適材適所に配置して、課題を解決できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 園経営目標達成のため、園経営上の課題を早期に把握し、課題解決のため、組織的に園改革を推進することができる。
	外部折衝力	<ul style="list-style-type: none"> 保護者や地域、関係機関の意見や要望を的確に把握し、外部人材活用や関係機関との連携を積極的に進めて、園長の助言を受け、適切に対応できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者や地域、関係機関等の信頼関係を築き、適切に外部人材を活用した園経営ができる。
	人材育成力	<ul style="list-style-type: none"> 園長と共に保育観察等を積極的に行い、全教職員の適性や能力を把握し、個々の職員に合った能力開発と人材育成ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 人事評価制度を有効に活用し、教員の能力開発を行うとともに、副園長や主任教諭等の人材発掘と人材育成ができる。
	教育者としての高い見識	<ul style="list-style-type: none"> 研修や自己啓発を通して、園の危機管理、マネジメントや経営哲学等を学び、実践することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育に対する地域、保護者等区民の期待や保護者のニーズを把握し、高い見識や教育理念に基づいた園経営を行い、期待に応えることができる。
教育課題に関する対応力	<ul style="list-style-type: none"> 教育課題についての高い見識をもち、自園の教育目標の実現に向けて適切に対応することができる。解決に向けた目標設定を行い、的確に役割指示と組織編制を行い、見直しをもって進行管理及び評価・改善することができる。 		

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について

1 改正趣旨

幼稚園教育職員の給与に関する条例改正に合わせ、支給月数を改正する。

2 改正概要

支給月数の改正

<再任用職員以外の職員>

●一般職員	第1条による改正案				改正後(30年度)			
	6月期	12月期	3月期	合計	6月期	12月期	3月期	合計
勤勉手当	0.90	1.00	-	1.90	0.95	0.95	-	1.90
(参考)期末手当	1.15	1.20	0.25	2.60	1.15	1.20	0.25	2.60
計	2.05	2.20	0.25	4.50	2.10	2.15	0.25	4.50

●管理職員	第1条による改正案				改正後(30年度)			
	6月期	12月期	3月期	合計	6月期	12月期	3月期	合計
勤勉手当	1.10	1.20	-	2.30	1.15	1.15	-	2.30
(参考)期末手当	0.95	1.00	0.25	2.20	0.95	1.00	0.25	2.20
計	2.05	2.20	0.25	4.50	2.10	2.15	0.25	4.50

<再任用職員>

●一般職員	第1条による改正案				改正後(30年度)			
	6月期	12月期	3月期	合計	6月期	12月期	3月期	合計
勤勉手当	0.425	0.475	-	0.90	0.45	0.45	-	0.90
(参考)期末手当	0.65	0.70	0.10	1.45	0.65	0.70	0.10	1.45
計	1.075	1.175	0.10	2.35	1.10	1.15	0.10	2.35

●管理職員	第1条による改正案				改正後(30年度)			
	6月期	12月期	3月期	合計	6月期	12月期	3月期	合計
勤勉手当	0.525	0.575	-	1.10	0.55	0.55	-	1.10
(参考)期末手当	0.55	0.60	0.10	1.25	0.55	0.60	0.10	1.25
計	1.075	1.175	0.10	2.35	1.10	1.15	0.10	2.35

3 施行期日

平成30年4月1日

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年千代田区教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	現 行
<p>(支給割合)</p> <p>第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 <u>100分の95</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の115</u>）</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の45</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の55</u>）</p> <p>2～3 （現行に同じ）</p>	<p>(支給割合)</p> <p>第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 <u>100分の100</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の120</u>）</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の47.5</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の57.5</u>）</p> <p>2～3 （略）</p>
<p>備 考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正について

1 改正趣旨

平成29年の特別区人事委員会勧告に基づき、昇給制度の見直しを行う。

2 改正概要

初任給調整号数の廃止及び廃止に伴う規程整備を行う。

3 施行期日

平成30年4月1日から適用する。

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（平成12年千代田区教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	現 行
<p>(新たに職員となった者の号給)</p> <p>第4条 (現行に同じ)</p> <p>2 (現行に同じ)</p> <p>3 新たに職員となった者で次に掲げる経験年数を有するものの号給は、第1項前段の規定による号給の号数に、当該経験年数の月数を3月で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)を加えて得た数を号数とする号給(当該新たに職員となった者が<u>次条</u>に該当するものである場合は、<u>同条の規定により得た号数を減じて得た数を号数とする号給</u>)とすることができる。</p> <p>(1) (現行に同じ)</p> <p>(2) (現行に同じ)</p> <p>4 (現行に同じ)</p>	<p>(新たに職員となった者の号給)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 新たに職員となった者で次に掲げる経験年数を有するものの号給は、第1項前段の規定による号給の号数に、当該経験年数の月数を3月で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)を加えて得た数を号数とする号給(当該新たに職員となった者が<u>第4条の2第2号</u>に該当するものである場合は、<u>同号の号数を減じて得た数を号数とする号給</u>)とすることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p>
<p>(新たに職員となった者の号給の調整)</p> <p>第4条の2 新たに職員となった<u>年度に経験年数を有する者(臨時的に任用される教育職員を除く。)</u>については、その者が職員となった日以後の最初の昇給日に、昇給の号給数(第10条第3項の規定による昇給の号給数をいう。同条第1項及び第2項を除き以下同じ。)に<u>前条の規定により採用日前日までの経験年数から得られる号数から同条の規定により採用日の属する年度の4月1日前の経験年数から得られる号数を減じて得た号数を加算して調整するものとする。ただし、減じる場合において、減じる号数が昇給することとなる号給数(昇給の号給数、この条及び第11条の規定により加算する号数並びに第12条の規定により昇給する号数の合計の号数をいう。以下同じ。)</u>を超えるときは、当該減じる号数から当該昇給することとなる号数を減じた残りの号数を、次回以降の昇給日に調整するものとする。</p>	<p>(新たに職員となった者の号給の調整)</p> <p>第4条の2 新たに職員となった者のうち次の各号に掲げる者については、その者が職員となった日以後の最初の昇給日に、昇給の号給数(第10条第3項の規定による昇給の号給数をいう。同条第1項及び第2項を除き以下同じ。)に<u>当該各号に定める号数を加算し、又は減じて調整するものとする。ただし、減じる場合において、減じる号数が昇給することとなる号給数(昇給の号給数、この条及び第11条の規定により加算する号数並びに第12条の規定により昇給する号数の合計の号数をいう。以下同じ。)</u>を超えるときは、当該減じる号数から当該昇給することとなる号数を減じた残りの号数を、<u>次回以降の昇給日に調整するものとする。</u></p> <p>(1) <u>初任給基準表に調整号数の定めのある初任給欄を適用される者 当該基準表に掲げる調整号数</u></p> <p>(2) <u>新たに職員となった年度に経験年数を有する者(臨時的に任用される教育職員を除く。)</u> 次のアの号数からイの号数を減じて得た号数</p> <p>ア <u>第4条の規定により採用日前日までの経験年数から得られる号数</u></p> <p>イ <u>第4条の規定により採用日の属する年度</u></p>

(昇格の場合の号給)
第6条 (現行に同じ)
2 (現行に同じ)

(昇給の号給数)
第10条 (現行に同じ)
2・3 (現行に同じ)
4 昇給することとなる号給数(昇給の号給数、第4条の2の規定により加算する号数、第11条の規定により加算する号数及び第12条の規定により昇給する号数の合計の号数をいう。以下同じ。)が、昇給日にその者の属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日に受けていた号給の号数を減じて得た数に相当する号数を超えることとなるときは、第4条の2、前項、次条及び第12条の規定にかかわらず、当該相当する号数を昇給する号給数とする。

(休職中等の者の昇給)
第13条 昇給日において、休職中、配偶者同行休業中、育児休業中、大学院修学休業中、外国派遣中、公益法人等派遣中(公益的法人等派遣条例第3条の2の規定の適用を受ける場合を除く。)又は停職中の者に対しては、第10条第3項及び前条の規定による昇給並びに第4条の2及び第11条の規定による加える調整を行わないものとする。

(復職時等における号給の調整)
第16条 条例第26条の規定による職員の号給の調整を行う場合には、復職した日、職務に復帰した日又は再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)にその者の号給を次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める号給とする。
(1) 休職、配偶者同行休業、育児休業、大学院修学休業、外国派遣、公益的法人等派遣(公益的法人等派遣条例第3条の2の規定の適用を受ける場合を除く。)又は停職(以下「休職等」という。)の期間中に、2以上の昇給日がある場合 各昇給日に勤務していたならば適用される昇給することとなる号給数を合計した号給数を、休職等に入る前日に受けていた号給に加算した号給

の4月1日前の経験年数から得られる号数

(昇格の場合の号給)
第6条 (略)
2 (略)
3 平成18年3月31日以前に降格した者を、同年4月1日以降に昇格させた場合におけるその者の号給は、前2項の規定にかかわらず、その者が同年3月31日以前に在級した最も上位の職務の級に達するまでは、当該昇格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、当該号給の直近上位の額の号給)とする。

(昇給の号給数)
第10条 (略)
2・3 (略)
4 昇給することとなる号給数(第4条の2の規定の適用がある場合は減じる調整をした後の号給数)が、昇給日にその者の属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日に受けていた号給の号数を減じて得た数に相当する号数を超えることとなるときは、第4条の2、前項、次条及び第12条の規定にかかわらず、当該相当する号数を昇給する号給数とする。

(休職中等の者の昇給)
第13条 昇給日において、休職中、配偶者同行休業中、育児休業中、大学院修学休業中、外国派遣中、公益法人等派遣中(公益的法人等派遣条例第3条の2の規定の適用を受ける場合を除く。)又は停職中の者に対しては、第10条第3項及び前条の規定による昇給、第4条の2及び第11条の規定による加える調整並びに第4条の2の規定による減じる調整を行わないものとする。

(復職時等における号給の調整)
第16条 条例第26条の規定による職員の号給の調整を行う場合には、復職した日、職務に復帰した日又は再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)にその者の号給を次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める号給とする。
(1) 休職、配偶者同行休業、育児休業、大学院修学休業、外国派遣、公益的法人等派遣(公益的法人等派遣条例第3条の2の規定の適用を受ける場合を除く。)又は停職(以下「休職等」という。)の期間中に、2以上の昇給日がある場合 各昇給日に勤務していたならば適用される昇給することとなる号給数を合計した号数から各昇給日に勤務していたならば減じることとなる号数を合計した号数を減

(2) 前号以外の場合 復職等の日の直前の昇給日に勤務していたならば適用される昇給することとなる号給数を、休職等に入る前日に受けていた号給に加算した号給

2 (現行に同じ)

別表第2 (第4条関係)

幼稚園教育職員給料表初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
教諭及び養護教諭	大学卒	1級13号給
	短大卒	1級5号給

じた号給数を、休職等に入る前日に受けていた号給に加算した号給

(2) 前号以外の場合 復職等の日の直前の昇給日に勤務していたならば適用される昇給することとなる号給数から当該昇給日に勤務していたならば減じることとなる号数を減じた号給数を、休職等に入る前日に受けていた号給に加算した号給

2 (略)

別表第2 (第4条関係)

幼稚園教育職員給料表初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給	<u>調整号数</u>
教諭及び養護教諭	大学卒	1級13号給	<u>+2号</u>
	短大卒	1級5号給	

備考 調整号数欄に掲げる「+」は加える号数を示す。

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分 (以下「改正後部分」という。) に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下「改正部分」という。) がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第4条の2及び別表第2の規定は、この規則の施行の日以後に新たに職員となった者の号給の調整について適用し、同日前に新たに職員となった者の号給の調整については、なお従前の例による。

軽井沢少年自然の家の利活用検討状況について

■ 宿泊行事での利用上の課題

- ・春の時期の移動教室は、寒く雪が残っていたり天候に左右されたりして外での活動に限られる。
- ・周辺地域事情から、キャンプファイヤー等の外での活動ができない。
- ・これらの要因により、千代田区教育委員会としては新年度も学校の宿泊行事での利用は行わない。

■ 建築規制の状況

- ・一般の宿泊施設・合宿所・スポーツ施設などは不可。
- ・保養所や研修施設など対象者限定の施設に限られる。

■ 運営事業者等の需要の状況

- ・用途規制上、一般の宿泊施設や合宿所などができないため、運営事業者の参入意欲なし。

今までの検討経過及び今後の進め方（予定）

右表のとおり

■ 平成29年度

5月 ～ 9月	低未利用区有財産に係る内部検討体制を構築し検討開始 庁内の行政需要調査 現地調査・軽井沢町意向調査等を実施
---------------	---



※様々なニーズがあると想定できるが、実現可能な具体的なものを調査検討する必要がある。
（専門家を活用）プロポーザル実施

12月 ～ 2月	両施設に係る活用案の調査・検討・市場リサーチ等の実施 箱根町意向調査・他区施設状況調査実施 既存施設の劣化状況調査の実施 ①想定できる利活用案の把握、整理 ②運営事業者への参入意思や条件をヒアリング ③条件を整理し、利活用方法の選定に向けた検討・調整等
----------------	--



3月	利活用の方向性について議会報告（福祉施設整備特別委員会） 区民や有識者を委員に入れた【利活用方法検討会】の立ち上げ準備 検討会委員 有識者、区民（予定）
----	--



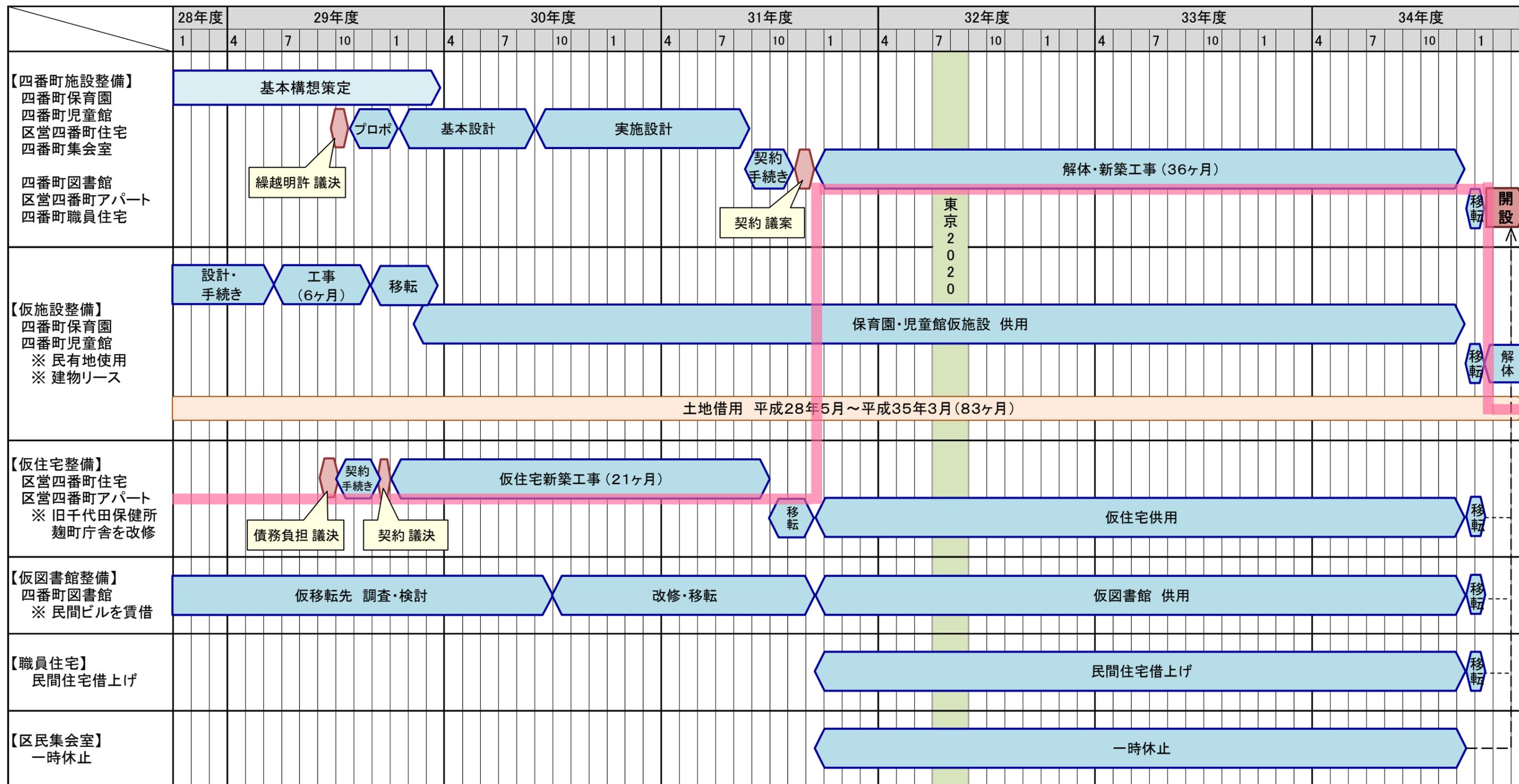
■ 平成30年度

4月 ～ 11月	●利活用方法検討会を設置【4月】 ●利活用方法検討会の実施（活用の方向性や公募条件など）【5～7月】 ●利活用方法案について、意見公募の準備・実施（広報紙等を使用し募集）【8～10月】 ●利活用方法検討会の実施（意見公募をふまえた検討など）【11月】
----------------	--



12月 ～ 3月	区民や有識者を委員に入れた【事業者選定委員会】の設置（旧箱根千代田荘） 事業者公募要綱案決定 提案の募集・審査実施 事業者の選定
----------------	---

(仮称)四番町公共施設整備に関わる想定スケジュール(案)



(仮称) 四番町公共施設整備について (素案)

1 施設整備の基本的な考え方

(1) 整備の必要性

四番町エリアに設置されている区有施設は、保育園・児童館・区営住宅・区民集会室からなる建物と、図書館・区営アパート・職員住宅からなる建物の2棟であり、両敷地は隣接しているが、各建物はそれぞれの敷地において個別に建てられている。

保育園・児童館・区営住宅・区民集会室がある建物は、築37年が経過しており、とりわけ保育園・児童館の設備全般（給排水管、設備機器、空調機器）の老朽化による劣化が著しいことや、外壁面に断熱材がなくサッシの気密性も劣ることから、施設全体の断熱性能が劣ること（結露の発生や空調効率の低下）、 I_s 値が0.6であり建物としての耐震基準はクリアしているものの、保育所機能に求められる I_s 値0.7は満たしていない。さらに、敷地の形態や前面道路の関係から各施設の拡充に限界があることや、各施設の動線分離がなされていないため、セキュリティやプライバシーの保護に問題があること、バリアフリーが脆弱であることなど、時代の変化に対応していない様々な課題を抱えていることから、施設利用者や居住者の安全・安心、快適性・利便性を高めるため、早急に機能更新を図る必要がある。

また、隣接する図書館・区営アパート・職員住宅がある建物においても築31年が経過しており、建物全般にわたる経年劣化が進んでいるとともに、図書館施設の狭隘さや、とりわけ住機能においては、室内外ともにバリアフリーの脆弱さを抱えていることから、こちらも機能更新の時期を迎えている。

機能更新に当たっては、本施設は保育園・児童館・住宅など、休止できない機能を有していることから、工事期間中、これらの機能を継続するための万全の策を講じなければならない。

また、この機能更新を契機に、2つの建物が抱える様々な課題について時代の要請に応じた適切な対応を図り、施設利用者や居住者への更なるサービス向上につなげていく必要がある。

さらに、本計画は大規模な機能更新となることから、周辺地域には計画段階から工事中・竣工後も含めて、十分な配慮を図りながら進めていかなければならない。

(2) 整備に当たっての課題

- ①各施設の機能を継続するための仮移転先の確保
- ②施設そのものが抱えている課題への対応
 - ・ 保育園（園庭を含む）・児童館・図書館施設の狭隘さ
 - ・まとまった広場空間確保の困難さ
 - ・バリアフリー化の脆弱さ
 - ・各施設の動線共有によるプライバシー問題
 - ・セキュリティ対策の脆弱さ
 - ・職場環境の劣悪さ（事務室や更衣室、休憩室の狭隘さ等）
 - ・施設全体の断熱性能の低さ
 - ・保育所機能が必要とする耐震性能の未達成
- ③施設利用者、居住者への工事騒音・振動への配慮
- ④計画、工事、竣工後のそれぞれにおける地域への配慮

(3) 整備方針

整備に当たっては、震災等による災害時の建物の安全性や環境負荷の低減、バリアフリーやプライバシー、セキュリティに配慮した施設など、現在、求められる施設機能の確保はもとより、子育て機能の向上を図り、都心において子どもたちが安全・安心に遊ぶことのできる園庭の拡充、児童館機能の拡充、児童書の蔵書が多い図書館機能の充実、住環境の向上を図ることとする。

具体的には、機能更新の時期を迎えている2つの建物を一括して整備することで、敷地活用の効率性を高め、現施設が抱える課題への対応と施設利用者や居住者への配慮、地域への配慮に万全を期す計画とする。

2つの敷地をひとつにまとめ1棟として一体的に整備することにより、共用部分の集約と1フロア当たりの床面積の増加による施設利用の効率性向上、2敷地のとときの建物間の空地を集約することによってまとまる広場空間の創出（園庭の拡充）、各施設機能の動線分離によるセキュリティ・プライバシーの確保、複数のエレベータ設置によるバリアフリーの強化、工事期間中、全施設が仮の施設に移ることによって解消される工事による騒音・振動など施設利用者・居住者への配慮、まとまった広場空間の創出や工期短縮による近隣への配慮を図る計画とする。

2 各施設の整備方針

(1) 四番町保育園

子育て支援施策の更なる充実のため、地域の基幹園として位置づけられる区立保育園の環境を整備し保育の質を向上させていく。保育室や保育機能等の質的改善・拡充を図るとともに、家庭・園・地域が一体となって子どもたちを育てる、その拠点としてふさわしい施設整備を行う。

- ・定員 100 名（現状 97 名）の区立保育園とする。
- ・就労中の保護者への支援の充実を図るため、病後児保育室を新設する。
- ・基幹園として私立保育園との連携・協力の役割を果たすため、園庭を約 2 倍の広さとする。

(2) 四番町児童館

地域の子育て支援拠点事業や一時（いっとき）預かり保育の拡充など、子育て支援施策の更なる充実が求められている。また、子育て世代の転入等により麴町地域での学童保育等の需要が当面増え続けることが見込まれ、児童館機能の拡充が不可欠である。

このような状況を踏まえ、児童館機能の拡充を図るため、子どもたちが安心して放課後を過ごせ、かつ、子育て中の保護者を支援する機能を持つ施設として整備する。0～18 歳までの幅広い対象を受け入れられる環境整備を行い、乳幼児、小学生、中高生など年代に応じたすみ分けにも配慮していく。

- ・学童クラブの定員を 80 名（現状 40 名）に拡充する。
- ・乳幼児室（子育てひろば、一時預かり保育、乳幼児図書コーナー、授乳室を含む）を新設する。
- ・子どもの成長にあわせた連携支援を図る観点から、子ども図書館の機能を持つ児童向け図書コーナーをロビーに新設し、多目的に活用できるスペースとする。
- ・遊戯室の拡充を図るとともに、屋上広場を新設する。
- ・中高生の音楽活動、ダンスや小学生の音楽クラブ等、多目的に利用できる、遮音性の高い音楽スタジオを新設する。
- ・既存施設には児童館専用エレベータがなくバリアフリーやセキュリティ面で課題となっているため、専用エレベータを新設する。

(3) 四番町図書館

四番町図書館は、幅広い年齢層に対応した資料情報提供サービスと児童書の充実を目指している。

乳幼児、小学生、中高生と子どもの成長に合わせた図書館機能と障害者対応の機能を持つ施設として整備し、誰もが安心して利用することのできる施設とする。

- ・開架書庫（閲覧室）150,000冊に拡充する。

（現状開架・閉架合計122,210冊。雑誌・視聴覚資料含む。）

※ すべてを開架図書とする。

- ・閲覧席100席、雑誌閲覧席40席（現状合わせて49席）
- ・車いす専用席を新設する。
- ・拡大読書専用席を2席に拡充する。（現状1席）
- ・対面朗読室を新設する。
- ・中高生専用室を新設する。（30席）
- ・児童図書コーナー

※ 子どもの成長にあわせた連携支援を図る観点から、子ども図書館の機能を持つ児童向け図書コーナーを児童館に新設し、多目的に活用できるスペースとして整備する。

- ・子ども図書館（乳幼児室）・授乳室

※ 児童館に設置することで、連携しながら支援する。

- ・多目的スペース（2分割可。60名利用可能）

※ 集会室機能の有効活用を図る観点から、地域の方々の利用はもとより、住宅の集会室や図書館利用者等の自主活動にも活用できる多目的スペースとして整備する。

(4) 四番町住宅・四番町アパート（区営）

昭和 55 年完成の四番町住宅と、昭和 61 年完成の四番町アパートの 2 施設は、築後 30 年以上経過し、老朽化が進行している。

建設当時は器の提供に力点が置かれており、バリアフリーやプライバシー、セキュリティの確保に対する意識は低く、整備内容も時代の変化に対応できるものとはなっていない。今後、高齢化がより一層進む中で、住まい方にも変化が生じてきており、居住者の安全・安心、快適性、利便性を高める観点からの対応が求められている。

このため、住みよい住宅環境の実現を図るため、機能更新を行う。

- ・入居者全世帯が再入居できるよう既存と同じく 54 戸を確保する。
- ・住戸内の玄関、浴室、トイレなどをはじめ、完全洋室化を含めた室内のバリアフリー化を図るとともに、居室外では、複数のエレベータを設置する。
- ・各階に備蓄倉庫を設置するなど、災害時にも安心して住み続けられる施設とする。
- ・住宅と住宅以外の設置階数や動線を分離し、居住者のプライバシーや施設全体のセキュリティに配慮する。

(5) 四番町職員住宅

職員の福利厚生だけでなく、災害発生時の対策要員として地域の安心を支えるとともに、地域のコミュニティ活動に参画する職員を区内全域にバランス良く配置するため、「四番町地域」に直営型職員住宅を確保する。

従来の子帯用 20 戸だけでなく、若年層職員の増加に伴う単身用住宅の需要増や災害発生時等に即時対応可能な職員を確保するため、子帯用 10 戸・単身用 13 戸の住宅を設置する。

(6) 麴町区民館四番町集会室

集会室機能の有効活用を図る観点から、地域の方々の利用はもとより、住宅の集会室や図書館利用者等の自主活動にも活用できる多目的スペースとして整備する。

(7) 防災備蓄倉庫

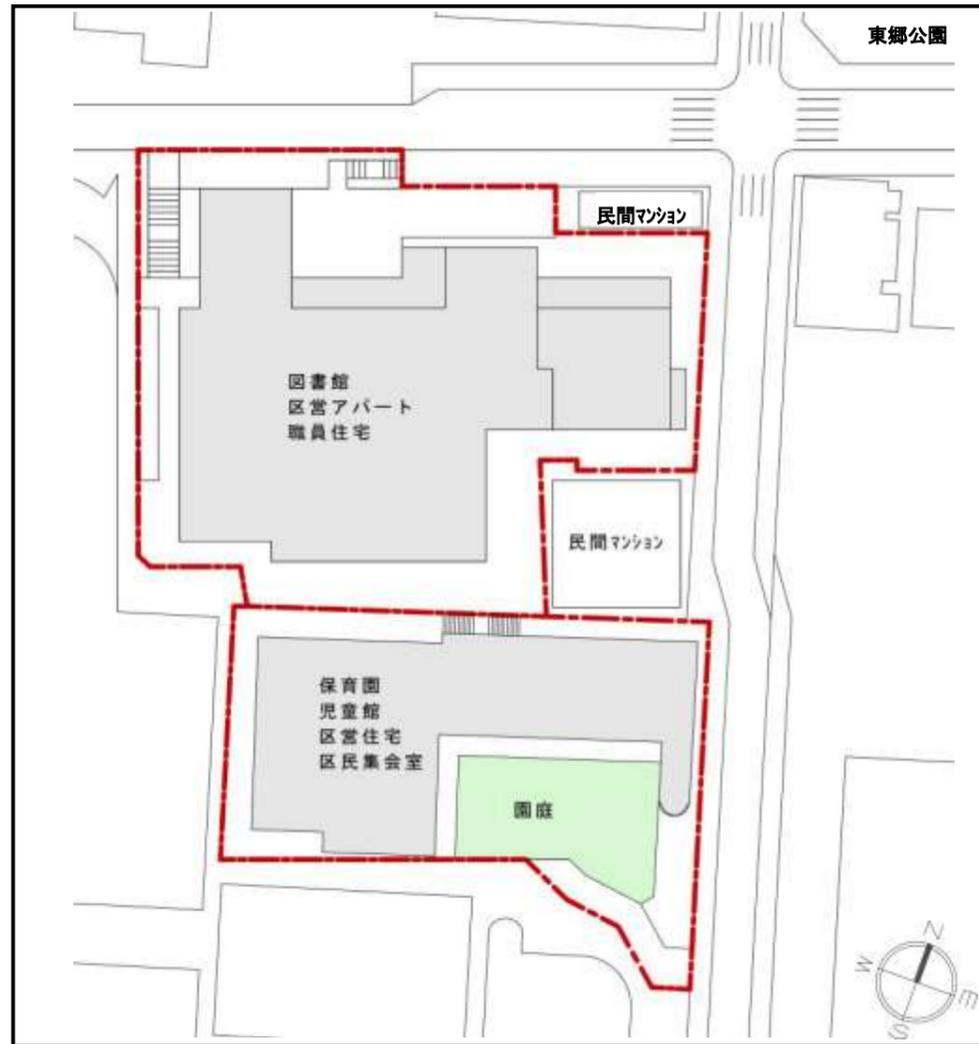
大震災の発生等により、園児や児童等、施設の利用者及び職員が帰宅できなくなった場合に使用する 3 日分の備蓄食料等が保管できる倉庫を確保する。

倉庫は、ゲリラ豪雨等による万が一の浸水に備え、被害を受けにくい地上階とし、物資の入れ替えに支障のないよう搬出入がしやすい動線上に設置する。

3 施設整備の設計方針

- (1) 誰もが利用しやすい、バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した施設を目指す。
- (2) 環境負荷低減に配慮した建築仕様、高効率省エネルギー機器や、自然エネルギー、再生可能エネルギー利用の促進等、公共施設としての先導的な環境配慮型施設を目指す。
- (3) 建物の長寿命化やライフサイクルコストの低減を考慮するとともに、施設毎で大規模修繕が可能な施設を目指す。
- (4) 敷地・建物の形状・機能を踏まえた最適な耐震性能を確保するとともに、被災後の早期復旧が可能な、災害に強く安全性の高い施設を目指す。
- (5) 周辺環境と調和のとれた景観を形成し、地域の方々が親しみを感じられるシンボルデザインとした施設を目指す。
- (6) 敷地統合のスケールメリットを活かし、施設毎の明確な動線や、近隣環境にも配慮した空間配置、機能的な空間確保を目指す。

現 状



<施設概要>

施設名	四番町保育園・児童館・区営住宅・集会室	四番町図書館・区営アパート・職員住宅
竣工年月	1980年(昭和55年)11月竣工 築37年	1986年(昭和61年)3月竣工 築31年
構造・階数	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上7階・地下1階	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上9階・地下1階
敷地/延床面積	1,266.74㎡ / 3,089.78㎡	1,906.82㎡ / 6,776.10㎡
建物構成 床面積	保育園(1・2階) 1,444.11㎡ 園庭 230㎡	図書館(B1・1階) 1,756.97㎡
	児童館(2・3階) 424.10㎡	区営アパート(2~9階) 3,348.20㎡ 38戸
	区営住宅(4~7階) 1,148.80㎡ 16戸	職員住宅(2~8階) 1,617.36㎡ 20戸
	区民集会室(B1階) 72.77㎡	防災備蓄倉庫(B1階) 53.57㎡
消化/基準容積率	243% / 243%	約350% / 400%
動線 (入口)	保育園 1階南側から	区営アパート 1階北側入口から
	児童館 B1階から	図書館 1階東側図書館入口から
	区営住宅 B1階から	職員住宅 1階東南住宅入口から
	区民集会室 B1階から	防災備蓄倉庫 B1階図書館から
耐震状況	旧耐震基準(Is値 0.6以上)	新耐震基準

計 画 案



<施設概要>

施設名	四番町保育園・児童館・図書館・区営住宅・職員住宅・集会室	
敷地面積	3,173.56㎡	
延床面積	12,200㎡(駐車場面積除く=10,750㎡)	
階数	地上13階、地下1階	
建物構成	計画	
	保育園 (2階・3階)	1,600㎡
	園庭	500㎡
	児童館 (4階)	1,200㎡
	屋上広場	270㎡
	図書館 (1階・2階)	1,750㎡
	区営住宅 (6~13階)	4,500㎡ 54戸
	職員住宅 (5~7階)	1,500㎡ 23戸
	集会室 (1階)	100㎡
	防災備蓄倉庫 (1階)	100㎡
消化/基準容積率	約339% / 400%	
高さ	44.6m (高さの制限 50m)	

主な室名とおおよその規模（案）

室名	現施設	新施設 計画案	計画案の規模（定員など）の現状との比較 《 》書きは現状を示す
■保育園	1,444	1,600	定員100名《現状：97名》 園庭、遊戯室、調理室の広さや配置に配慮
0歳児保育室			定員 11名《現状：11名》
1歳児保育室			定員 14名《現状：14名》
2歳児保育室			定員 16名《現状：16名》
3歳児保育室			定員 19名《現状：18名》
4歳児保育室			定員 20名《現状：19名》
5歳児保育室			定員 20名《現状：19名》
遊戯室			
調理室			
職員事務室			
会議室・倉庫等			
職員更衣室			
保健室			
病後児保育室			新設
園庭	(230)	(500)	(床面積に含めない)
■児童館	424	1,200	乳幼児、子育て支援ニーズ、中高生利用に配慮
学童クラブ室			定員 80名《現状：40名》
乳幼児室			新設 一時預かり保育・乳幼児図書コーナー・授乳室含む（図書館との連携も検証）
遊戯室（体育室）			拡充
図工室			
図書コーナー			新設 児童向け図書コーナー（図書館との連携も検証）
音楽スタジオ			新設
子育て相談室			
事務室・職員更衣室			
倉庫等			
屋上広場	----	(270)	新設（床面積に含めない）
■図書館	1,100	1,750	蔵書、閲覧席拡充
開架・閲覧室			新施設：蔵書（開架）150,000冊 閲覧100席
車椅子対応席（新設）			《現状：蔵書（閉架含）122,210冊 閲覧 49席》
対面朗読室			新設
荷解室			
司書・事務室			
職員休憩室			
雑誌閲覧スペース ラウンジ			新設 40席
中高生専用学習室			新設 30席
旧資料館面積	657		
■集会室	73	100	現施設から拡充（1.5倍程度）
集会室			（図書館多目的スペース、住宅集会室との兼用も検証）
■区営住宅	4,497	4,500	現施設同等規模
区営住宅			54戸《現状：54戸 区営1148.80㎡+アパート3348.20㎡》
■職員住宅	1,617	1,500	現施設同規模の戸数
職員住宅(2DK)			おおよそ10戸《現状：20戸》
職員住宅(1K)			おおよそ13戸
■防災備蓄倉庫	54	100	地上階に設置（住宅・職員住宅入居者分は各階設置のため除く）
防災備蓄倉庫			
■合計	9,866	10,750	
■その他共用		1,450	
駐輪場			150台
駐車場			18台
■延床合計	9,866	12,200	

平成30年度 特別支援教育の体制整備について

■概要

○特別な教育的支援を必要とする幼児・児童が増加していることなどから、より効率的・効果的な指導を行ための環境を整えるため、教員の巡回体制の見直しや専門性のある非常勤職員の配置を行う。

1 小学校における特別支援教室（拠点校）の増設

(1) 概要

巡回指導教員の巡回校を減らすことで、より効率的に特別支援教室で児童の指導を行える環境にする。また、連絡調整を行う学校を減らすことで学校長及び副校長等の負担を軽減する。

(2) 内容

平成29年度 (平成29年4月7日) (対象児童67名、巡回指導教員7名)	平成30年度 (平成30年3月15日現在見込) (対象児童109名、巡回指導教員11名)
(対象児童42名) ◎拠点校 番町小学校 ○巡回校 麴町小学校 九段小学校 富士見小学校	(対象児童21名) ◎拠点校 番町小学校 ○巡回校 麴町小学校
(対象児童25名) ◎拠点校 千代田小学校 ○巡回校 昌平小学校 お茶の水小学校 和泉小学校	(対象児童37名) ◎拠点校 九段小学校 ○巡回校 富士見小学校
	(対象児童23名) ◎拠点校 千代田小学校 ○巡回校 お茶の水小学校
	(対象児童28名) ◎拠点校 和泉小学校 ○巡回校 昌平小学校

2 特別支援教育指導員及び特別支援教室専門員の配置等

(1) 概要

特別支援教育にかかる専門性を持った人材を配置し、より適切な指導を行える環境を整えるため、区立幼稚園・こども園に新たに特別支援教育指導員を配置するとともに、区立小学校に特別支援教室専門員を配置する。

(2) 内容

	特別支援教育指導員【拡充】	特別支援教室専門員【新規】
職員区分	区非常勤職員	都非常勤職員（区併任）
配置場所	幼稚園、こども園 各1名	小学校 各1名
主な業務内容	① 幼児の実態把握のための行動観察及び記録の作成 ② 臨床発達心理士等への幼児の状況報告及び打合せ ③ 教員及び学習・生活支援員へ支援方法についての指導・助言 ④ 幼児への発達障害等に対する理解促進 ⑤ 幼児の学習上・生活上の困難を改善するための指導	① 巡回指導教員及び臨床発達心理士等との連絡・調整 ② 特別支援教室での指導内容に応じて使用する教室や教具の調整 ③ 巡回指導教員の指示に基づき、個別の課題に応じた教材の作製 ④ 巡回指導教員及び学級担任の指示に基づく児童の学習支援 ⑤ 児童の行動観察及び指導の記録の作成、報告に関する業務
備考	区立小学校、中学校、中等教育学校に計15名配置済 (平成30年3月15日現在)	区立中学校、中等教育学校については、平成31年度より制度が開始される予定

千代田区における特別支援教育の対象の概要

都立特別支援学校

視覚障害 聴覚障害 知的障害 肢体不自由 病弱・身体虚弱

特別支援学級（千代田小学校・麴町中学校）

知的障害（軽度な困難さ）

通常の学級（小学校、中学校、中等教育学校）

■特別支援教室

情緒障害、発達障害（自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥多動性障害など）

■ことばの教室（千代田小学校のみ）

言語障害

※ 特別支援教室及びことばの教室（通級による指導）は、通常の学級に在籍している児童・生徒に対して、週8時間以内で指導を行っているものです（知的発達に遅れのない児童・生徒が対象）。

学校事務センターの運用について

センターの機能

- 学校配当予算のうち、一部事務についてセンターが集中的に処理
→各校での会計事務が減ることで、校長、副校長の負担を軽減させる
- 学校職員からの事務全般に係る問い合わせに対応し、学校現場をフォローアップ
→各校の事務レベルを平準化させるとともに、会計事故を未然に防ぐ

センターが実施する事務

- 1 センターが一括管理する方が効率的な事務
 - 物品購入
はがき、郵券、ごみ処理券、給食用品、図書、保健用品、プール用薬剤等
 - その他の契約処理
ピアノ調律、各種クリーニング
 - 資金前渡金の処理（請求及び精算）
- 2 学校事務職員からの問い合わせ対応
財務会計システムの操作方法、事務の進め方に関するフォロー

見込まれる効果

- 1 校長、副校長の事務負担軽減
左記事務を集中化することで、学校管理職の決裁事務に係る負担を軽減。また、会計事故のリスク低下により、精神的負担も軽減。
- 2 学校職員による副校長補佐機能の強化
会計事務の負担軽減により、副校長の補佐に一層注力することが可能。校内業務分担の見直しにより、副校長のさらなる負担軽減が見込める。
- 3 教育事業の充実
事務負担の軽減により、副校長による教員の指導・育成、保護者対応、児童対応が行いやすい環境を構築。

<業務体制>

平成29年度 派遣職員 2名 ⇒ 平成30年度 派遣職員 3名
学校配当予算の約20%をカバー ⇒ 学校配当予算の約40%をカバー（見込み）

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
平成30年3月27日
子ども総務課

※ ◎印は教育委員出席予定行事 / ○教育長出席予定行事

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	備考
3	27	火	15:00	教育委員会第5回定例会◎	教育委員会室(子ども総務課)	教育委員出席
	28	水	10:00 14:00	九段中等教育学校 第5回学校経営評議会 体を鍛える運動と遊び(小学生対象)	九段中等教育学校(子ども総務課) 西神田児童センター	
	29	木	10:00	ふれあい体操(3クラス)	あい・ぽーと麹町	
	30	金	15:00	教育委員会第1回臨時会◎	教育委員会室(子ども総務課)	教育委員出席
	31	土				
4	1	日				
	2	月	10:00 10:00 11:40	教育職員入区式 リトミック(2クラス) わんぱくひろば新1年生オリエンテーション① コーラスタイム	401会議室(指導課) あい・ぽーと麹町 富士見わんぱくひろば あい・ぽーと麹町	
	3	火	10:00 10:00	保育園入園式 わんぱくひろば新1年生オリエンテーション②	麹町・神田・四番町・西神田保育園 富士見わんぱくひろば	
	4	水				
	5	木	10:00	ふれあい体操(3クラス)	あい・ぽーと麹町	
	6	金	10:30 14:00	小学校入学式 九段中等教育学校入学式 小学校・中学校・九段中等教育学校 始業式	区立小学校 九段中等教育学校 区立小・中学校・中等教育学校	教育委員出席 教育委員出席
	7	土				
	8	日	9:00 10:00	児童館日曜開放 神田一橋中学校(通信教育課程) 入学式	一番町児童館 神田一橋中学校	教育委員出席
	9	月	10:00	幼稚園・こども園 始業式 中学校入学式	区立幼稚園、こども園 区立中学校	教育委員出席
4	10	火	10:00 13:00 15:00 18:30	幼稚園、こども園入園式 パン教室 教育委員会第6回定例会◎ 青少年委員会第1回定例会	区立幼稚園、こども園 あい・ぽーと麹町 教育委員会室(子ども総務課) 401会議室(子ども総務課)	教育委員出席
	11	水	10:00 10:45 11:00 11:00 14:00	校舎長会 よちよちタイム「ベビーマッサージ」 サロンdeあいぽーと(アロママッサージ) 読み聞かせ 親子&キッズバレエ(3クラス)	教育委員会室(子ども総務課) 神田児童館 あい・ぽーと麹町 あい・ぽーと麹町 あい・ぽーと麹町	
	12	木	13:30	一年生歓迎お楽しみ会	いずみこどもプラザ	
	13	金	10:30 14:30	子育てサポート利用会員登録説明会 入学・進級おめでとう会	あい・ぽーと麹町(児童・家庭支援センター) 一番町児童館	
	14	土	11:00	リラククスアロマ	あい・ぽーと麹町	
	15	日	9:00	九段中等教育学校 開校記念日 児童館日曜開放	九段中等教育学校 四番町児童館	
	16	月	10:00 11:00	オリエンテーション合宿①(麹町中学校 4/18まで) リトミック(2クラス) 幼児クラブ すくすくクラス スタート	千葉県南房総市(指導課) あい・ぽーと麹町 富士見わんぱくひろば	
	17	火				
	18	水	下校時	オリエンテーション合宿②(神田一橋中学校 4/20まで) 子どもの安全・安心一斉パトロール	千葉県南房総市(指導課) 全区立小学校	

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
平成30年3月27日
子ども総務課

※ ◎印は教育委員出席予定行事 / ○教育長出席予定行事

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	備考
4	19	木	10:00	ふれあい体操(3クラス)	あい・ぽーと麹町	
			11:00	幼児クラブ よちよちクラス スタート	富士見わんぱくひろば	
	20	金	10:30	おやこdeえいご	あい・ぽーと麹町	
			11:00	親子リズム講座	一番町児童館	
	21	土				
	22	日	9:00	公立中高一貫校を知る会 児童館日曜開放	都立白鷗高校 西神田児童センター	
	23	月	9:00	オリエンテーション合宿③(九段中等教育学校 4/25まで) 学校経営方針等説明会 (AM)◎	千葉県南房総市(指導課) 教育委員会室(指導課)	教育委員出席
	24	火	9:00	学校経営方針等説明会 (AM)◎	教育委員会室(指導課)	教育委員出席
			10:00	おもちゃの病院	あい・ぽーと麹町	
			15:00	教育委員会第7回定例会◎	教育委員会室(子ども総務課)	教育委員出席
	25	水	11:00	読み聞かせ	あい・ぽーと麹町	
			14:00	親子&キッズバレエ(3クラス)	あい・ぽーと麹町	
			14:00	入学・進級おめでとう会	神田児童館	
			14:30	入学・進級おめでとう会	西神田児童センター	
			14:30	入学・進級おめでとう会	四番町児童館	
	26	木				
	27	金	14:00	学校経営方針等説明会 (AM)◎	教育委員会室(指導課)	教育委員出席
	28	土				
	29	日				
	30	月				
5	1	火				
	2	水				
	3	木				
	4	金				
	5	土	9:00	みんなであそぼうこどもの日	西神田児童センター	
			9:30	みんなで遊ぼう!こどもの日	四番町児童館	
			10:00	親子であそぼう こどもの日	神田児童館	
			10:00	元気にあそぼう!こどもの日	一番町児童館	
			10:00	こどもの日ミニまつり	富士見わんぱくひろば	
			10:00	こどもの日イベント「こいのぼり工作」	いずみこどもプラザ	
			13:15	こどもの日イベント「映画上映会」	いずみこどもプラザ	
	6	日				
	7	月	10:00	リトミック(2クラス)	あい・ぽーと麹町	
			11:40	コーラスタイム	あい・ぽーと麹町	
	8	火	15:00	教育委員会第8回定例会◎	教育委員会室(子ども総務課)	教育委員出席
			10:00	ベビープログラム	四番町児童館	
			18:30	青少年委員会第2回定例会・青少年委員歓送迎会	未定(子ども総務課)	

広報千代田（4月5日号）掲載予定 子ども部、地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課）所管事項

課	係 (担当者 ・内線)	件 名	事 業 の 概 略	と き	会 場	主 催 者
				開催日・ 開催期間	(住所)	区以外が主催のとき
子ども総務課	事業係 酒匂・3114	「ひがた探検隊」参加者と中学・高校生ボランティア募集	青少年委員会が「ひがた」をテーマにしたプログラムを開催する。また、「ひがた探検隊」にボランティアとして参加してくれる中学生・高校生を募集する。	①6月3日②7月1日③11月11日④2月3日(いずれも日曜) 説明会=5月12日(土)	東京湾近辺 (千葉県木更津市方面)	青少年委員会
子ども総務課	子ども総務係 碓谷・内3114	5月12日(土)親子で船に乗ろう 親子10組20名を招待	周遊船に乗りながら、歴史を再発見し、未来について考える。	5月12日(土)9時30分～12時	コース=浅草橋 →隅田川→晴海運河	神田川船の会
子育て推進課	子育て推進係 川 崎・2254	私立認可保育所開設のお知らせ	平成31年度中に開設予定の認可保育所3か所のお知らせ。			
児童・家庭支援センター	子育て事業係 奥山・462622	東京都子育て支援員研修の受講者募集	子育て支援員養成研修	申し込み〆切 4月●日(●)(郵送(書留))	募集要領配布: 子ども部子ども支援課	(公財)東京都福祉保健財団
児童・家庭支援センター	子育て事業係 右働・462624	子育てサポートが受けられる 利用会員登録説明会	自宅へ子育て・家族支援者を派遣し、宿泊や病後児の保育なども行う、千代田子育てサポート事業の利用会員登録説明会。	4月13日(金) 10時30分～11時30分	あいぽーと麹町	NPO法人あい・ぽーとステーション
児童・家庭支援センター	子育て事業係 右働・462624	千代田区子育て支援員研修の受講者募集	「千代田区子育て支援員養成研修(地域保育コース)」	申し込み〆切 5月1日(火)(郵送またはFAX)	あいぽーと麹町	NPO法人あい・ぽーとステーション
児童・家庭支援センター	西神田児童センター 進藤・2451	入園・入学・進級おめでとう会	児童館の探検や楽しいゲームを行う。	4月25日(水) 14時30分～15時30分	西神田児童センター	
児童・家庭支援センター	神田児童館 遠藤・472452	入園・入学・進級おめでとう会	児童館の探検や楽しいゲームを行う。	4月25日(水) 14時～15時	神田児童館	
児童・家庭支援センター	四番町児童館 中西・2454	「親と子の絆プログラム ベビープログラム」	初めてママになった方限定で行う親子で参加するプログラム。子育て仲間と話し合い、育児不安やストレスを軽減し育児について学びあう。	5月8日～29日 毎火曜全4回 10時～12時	四番町児童館	
児童・家庭支援センター	四番町児童館 中西・2454	入学・進級おめでとう会	館内ラリーや楽しいゲームを行う。	4月25日(水) 14時30分～15時30分	四番町児童館	
児童・家庭支援センター	一番町児童館 笠原・2455	入園・入学・進級おめでとう会	新しいお友達と、みんなで楽しいゲームを行う。	4月13日(金) 14時～15時	一番町児童館	
指導課	教職員人事係 千野・3166	特別区(東京23区)の区立幼稚園教員採用選考	①区立幼稚園教員採用候補者を募集する。 ②区立幼稚園教諭の妊娠出産休暇・育児休業取得者の補助教員候補者を募集する。	①5月7日・8日 ②6月4日・5日		特別区人事・厚生事務組合教育委員会事務局人事企画課採用選考担当

広報千代田（4月5日号）掲載予定 子ども部、地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課）所管事項

課	係 (担当者 ・内線)	件 名	事 業 の 概 略	と き	会 場	主 催 者
				開催日・ 開催期間	(住所)	区以外が主催のとき
文化振興課	文化振興係 小林・3146	文化芸術鑑賞チケットの販売方法が変わります	文化振興課で販売している区内劇場の文化芸術鑑賞チケットの販売方法等の変更についてお知らせ			
文化振興課	文化財係 高木・59410	千代田区指定文化財の指定	4月1日付で指定した「玉川上水の石枡と木樋」の紹介			
文化振興課	文化振興係 角田・3145	内幸町ホール自主事業樋口一葉誕生日公演	樋口一葉生誕地での誕生日公演シリーズ。	①5月1日19時～②5月2日14時～③5月2日19時～④5月3日14時～	内幸町ホール	内幸町ホール
文化振興課	文化財係 高木・59410	特別展「夢二繚乱」	龍星閣竹久夢二コレクションの展示	5月19日～7月1日	東京ステーションギャラリー	
文化振興課	千代田図書館 高橋・3170	千代田・四番町図書館おはなし会	毎月開催している千代田図書館と四番町図書館のおはなし会。	千代田4月12日11時～四番町4月29日15時～・毎週金曜日15時30分～・16時～	子ども室(区役所10階)ほか	千代田図書館
文化振興課	千代田図書館 高橋・3170	千代田・四番町図書館日比谷図書文化館ヨムキクちよだ2018	千代田・四番町・日比谷3館の「こどもの読書週間」を記念したイベント開催情報	期間：4月23日～5月13日(各開催日は記事)	千代田区立図書館各館	千代田図書館
文化振興課	文化振興課 井口・3149	特別研究室企画展 若き日の明治天皇とグラント大統領(仮)	開国・維新後に日本と関わりを持った米国人としてグラント大統領に関する資料を展示。	4月17日(火)～6月30日(土)	日比谷図書文化館	日比谷図書文化館
文化振興課	文化振興係 寺田・3146	文化事業の経費を一部助成(文化事業助成)	区内で活動する文化団体を対象に、公演や展示活動に係る経費を助成	申請受付期間：4月2日～5月31日		
生涯学習・スポーツ課	管理係 長谷阪・3148	すばすたちよだクラブスタディ(文化学習)プログラム	ハンドメイドと料理のプログラムを実施する。① ハッピーハンドメイド「季節の苔玉」②ワンプレートのかんたん夜おそごはん③モテレシビPlus	①5月17日(木)10時～12時②5月7日(月)19時～20時50分③5月27日(日)10時30分～13時	①九段生涯学習館 ②③スポーツセンター	九段生涯学習館
生涯学習・スポーツ課	管理係 長谷阪・3148	すばすたちよだクラブを利用しませんか	すばすたちよだクラブの会員募集の周知を行う。			スポーツセンター
生涯学習・スポーツ課	管理係 長谷阪・3148	受講料を補助 講座・講習会バウチャー制度 平成30年度申請ガイドブック(前期)を配布	講習会バウチャー制度の平成30年度申請ガイドブック(前期)の配布を行う。			九段生涯学習館
生涯学習・スポーツ課	管理係 長谷阪・3148	生涯学習教養講座「手の速さ、稲妻のごとし」日本奇術「和妻」の魅力にせまる	18歳以上の区内在住・在勤・在学者(高校生を除く)を対象とし、伝統的な奇術である「和妻」について学ぶ。	5月25日(金)19時～20時45分	九段生涯学習館	九段生涯学習館
生涯学習・スポーツ課	管理係 長谷阪・3148	千代田区子ども自然教室ボランティア募集	15歳以上(中学生を除く/未成年は保護者の同意が必要)を対象とし、子ども自然教室のボランティア募集を行うとともに説明会を実施する。	4月18日(水)18時30分～20時	九段生涯学習館	九段生涯学習館

広報千代田（4月5日号）掲載予定 子ども部、地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課）所管事項

課	係 (担当者 ・内線)	件 名	事 業 の 概 略	と き	会 場	主 催 者
				開催日・ 開催期間	(住所)	区以外が主催のとき
生涯学習・スポーツ課	管理係 長谷阪・3148	平成30年度家庭教育学級「家族を強くさせる子どもが見せるサイン」	区内在住・在勤・在学者または区内在学の児童・生徒の保護者を対象とし、家庭教育学級の各コースを実施する。	別表のとおり	九段生涯学習館	九段生涯学習館
生涯学習・スポーツ課	管理係 長谷阪・3148	子ども自然教室通年参加者募集	区内在住・在学の小学4年生～中学3年生75名(抽選)を対象とし、子ども自然教室通年参加者を募集する。	別表のとおり	別表のとおり	スポーツセンター
生涯学習・スポーツ課	スポーツ振興係 田中・3144	改訂版「千代田区スポーツ・運動ガイドマップ」を発行しました	官民スポーツ施設等の情報を掲載した全千代田区版のマップの発行と販売を周知する。			
生涯学習・スポーツ課	管理係 小野・3147	出前講座「ほりばた塾」～職員が直接出向き、皆様の疑問にお答えします！～	区職員が無料(原則)で区の取り組みや職務に関する専門知識を解説する。			
生涯学習・スポーツ課	スポーツ振興係 金子・3155	前期テニス講習会	区内在住者を対象にテニス講習会を開催する。	5月9日～6月6日の毎週水曜(全5回)10時～12時	外濠公園総合グラウンドテニスコート	千代田区体育協会
生涯学習・スポーツ課	スポーツ振興係 金子・3155	水泳講習会(前期)	15歳以上(中学生を除く)の区内在住・在勤・在学者を対象にクラス別の水泳講習会を開催する。	5月11日～6月8日の毎週金曜(全5回)18時45分～20時15分	スポーツセンター	千代田区体育協会
生涯学習・スポーツ課	スポーツ振興係 金子・3155	卓球新人優勝大会兼春季優勝者大会	区内在住・在学の中学・高校生及び千代田区卓球連盟加盟者を対象に、卓球新人優勝大会並びに春季優勝者大会を開催する。	5月13日(日)9時～	スポーツセンター	千代田区体育協会
生涯学習・スポーツ課	スポーツ振興係 金子・3155	福田メモリアルゴルフ大会	区内在住・在勤者を対象にゴルフ大会を開催する。	6月5日(火)8時アウト・イン同時スタート(雨天決行)	若洲ゴルフリンクス(江東区若洲3-1-2)	千代田区体育協会
生涯学習・スポーツ課	スポーツ振興係 金子・3155	千代田区剣道大会(個人)	剣道5段以下の区内在住・在勤・在学者を対象に剣道大会を開催する。	7月8日(日)10時～	スポーツセンター	千代田区体育協会
生涯学習・スポーツ課	スポーツセンター 鈴木・3151	ちよだキッズスポーツ塾	小学生を対象に跳び箱・マット運動・鉄棒のコツを学ぶ教室を開催する。	5月9日～6月27日の毎週水曜(全8回)15時45分～16時45分	スポーツセンター	スポーツセンター
生涯学習・スポーツ課	スポーツセンター 鈴木・3151	小学生水泳教室	小学生を対象にクラス別の水泳教室を開催する。	5月6日～6月24日の毎週日曜(全8回)10時～10時50分	スポーツセンター	スポーツセンター
生涯学習・スポーツ課	スポーツセンター 鈴木・3151	親子水泳教室	3歳以上の就学前の幼児(おむつがとれていること)と保護者を対象に親子水泳教室を開催する。	5月12日～6月30日の毎週土曜(全8回)10時～10時50分	スポーツセンター	スポーツセンター
生涯学習・スポーツ課	スポーツセンター 鈴木・3151	エアロビクス教室	15歳以上(中学生は除く)を対象にエアロビクス教室を開催する。	5月9日～6月27日の毎週水曜(全8回)10時～11時15分	スポーツセンター	スポーツセンター
生涯学習・スポーツ課	スポーツセンター 鈴木・3151	アクアビクス教室(前期)	15歳以上(中学生は除く)を対象にアクアビクス教室を開催する。	5月11日～6月29日の毎週金曜(全8回)18時30分～19時30分	神田さくら館	スポーツセンター
生涯学習・スポーツ課	管理係 小森・3148	「成人の日のつどい」新成人企画運営委員を募集	平成31年の成人式に向けて、新成人の企画運営委員を募集する。			

いじめ、不登校、適応指導教室の状況(平成30年2月末の報告)

教育委員会資料
平成30年3月27日
指導課

	いじめ報告数								不登校者数					適応指導教室利用数						
	前月 未解消	今月						今年度 解消報告 (累計)	前月	今月				前月 利用数	今月					
		増減	解消	解消 (継続支援 中)	解消に向け 取組中	その他 (転出等)	増減			転出等	学校復帰 (欠席5日以 内)	未解決	増減		内学校 復帰数	未解決				
小学校	1年								1	2	+1			2						
	2年	2	1	-1	1	1		1	1					1						
	3年	1	1																	
	4年	4	4					1	1	1					1					
	5年	1	1					2	3	4	+1				4	1	1			1
	6年	5	5						5	5					5	1	1			1
中・中等(前期)	1年							1	2	3	3			3						
	2年	1	1					1	9	9			2	7						
	3年	3	3					1	2	14	14			3	11	5	4			4
中等(後期)	4年								3	1	-2	2		1						
	5年								1	1				1						
	6年								4	4				4						
計	合計	17	16		1	4	12	1												
	今年度 累計	22			6	4	12	1	6	45	45	-2 +2 →±0	2	5	40	7	6		0	6